

平成 28 年度

行政 監 査 結 果 報 告 書

「包括外部監査結果に係るその後の対応について」

平成 29 年 3 月

い わ き 市 監 査 委 員

28 監 第 44 号

平成 29 年 3 月 31 日

いわき市議会議長 菅 波 健 様
いわき市長 清 水 敏 男 様

いわき市監査委員 木 村 清
同 佐 藤 博
同 佐 藤 和 良
同 赤 津 一 夫

行政監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項の規定に基づき監査を執行したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

目 次

第1 監査の概要	1
1 監査の種類	1
2 監査のテーマ	1
3 監査の目的	1
4 監査の対象	1
5 監査実施期間	2
6 監査の方法	2
(1) 主な監査の着眼点	2
(2) 主な監査手続き	3
(3) 調査票の内容	3
第2 包括外部監査の概要	14
1 包括外部監査事務の流れ	14
2 包括外部監査の実施状況と決算額	15
第3 監査の結果	16
1 指摘事項への対応に係る調査結果	16
(1) 未措置（43件）の事案について	16
(2) 措置済（142件）の事案について	26
① 調査票による検証	26
② 措置通知に係る検証	37
2 個別検討事項	43
(1) 工事費用等の減免について	43
(2) 道路応急対策業務委託について	46
(3) 財産管理・物品管理（水道局）について	50
(4) いわき市奨学資金返還金について	53
(5) 個別検討事項の結果	59
3 包括外部監査に関する事務の所管部局における対応について	60
第4 総括的結論	61
1 未措置事案について	61
2 措置の内容について	61
3 まとめ「意見・要望とする事項」	62

資料 包括外部監査結果に係る措置通知（平成22年度～平成26年度監査）

〔凡例〕

※ 比率（％）で表示したものは、原則として小数点以下第2位を四捨五入しているため、構成比については、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項に基づく行政監査

2 監査のテーマ

「包括外部監査結果に係るその後の対応について」

3 監査の目的

包括外部監査においては、毎年度、包括外部監査人がテーマを決めて実施し、監査委員は「包括外部監査の結果に関する報告書及びこれに添えて提出する意見」（以下「包括外部監査結果報告書」という。）の提出を受けているところであるが、その後の措置状況については、これまで後追いの調査が行われていない。措置の完了したものについては、監査委員はその都度、措置通知書の提出を受けているが、未措置のまま現在に至るものも散見されており、現状では包括外部監査の実効性が確保されているとは言い難い。

近年における包括外部監査結果の指摘事項等の追加検証を行うことは、市の行財政運営の成果を高めるために有益であり、包括外部監査制度を形骸化させることなく、監査制度そのものを将来にわたって有効に機能させることにつながるものと考えられる。また、各部局の措置状況を検証することにより、適正な事務処理への意識の啓発を図り、健全な行財政運営に資することが期待できる。

なお、監査対象年度については、監査当時の事業が既に終了しているものや、取り巻く社会環境等が大きく変わっている場合があることを考慮し、平成22年度から平成26年度の5年間とする。

4 監査の対象

平成22年度から平成26年度までに実施した包括外部監査において、指摘事項等を受けた対象部局（40課等）及び包括外部監査に関する事務の所管部局（総務部）を対象として実施した。

なお、指摘事項等を受けた部局及び指摘等の内容は5頁以降のとおりである。

また、監査テーマについては、包括外部監査人が選定しているが、平成22年度から平成26年度までに実施した監査は次のとおりである。

平成22年度「保健福祉部及び教育委員会事務局が実施する事業について」

平成23年度「市のインフラ整備について（東日本大震災後の復旧事業を主として）」

平成24年度「東日本大震災後における子育て・教育環境の整備事業について」

平成25年度「市の債権事務の執行について」

平成26年度「水道事業（簡易水道を含む。）、下水道事業における財務事務の執行及び運営管理について」

【監査項目別指摘事項件数】

監査項目	指摘事項件数										合計		総計
	22年度		23年度		24年度		25年度		26年度		措置済	未措置	
	措置済	未措置	措置済	未措置	措置済	未措置	措置済	未措置	措置済	未措置			
収入事務			2				2	1			4	1	5
支出事務	4	5			2		1				7	5	12
物品購入事務	3				1						4	0	4
契約事務	10	2	41		10	3			7	3	68	8	76
指定管理事務	5	1									5	1	6
財産管理事務	1	1			1				8	5	10	6	16
債権管理事務	7	5			2		16	5		2	25	12	37
その他	4	6	3		7	3			5	1	19	10	29
合計	34	20	46	0	23	6	19	6	20	11	142	43	185

5 監査実施期間

平成28年9月16日から平成29年3月23日まで

6 監査の方法

(1) 主な監査の着眼点

- ① 未措置事案となっている指摘事項について
 - ・ 各課内における指摘事項の情報共有は適切に行われているか。
 - ・ 指摘されるに至った原因の究明等、課題について整理されているか。
 - ・ 改善に向けた対応について検討しているか。
- ② 措置済事案となった指摘事項について
 - ・ 措置通知のとおり、指摘事項の改善が図られているか。
 - ・ 各課内における指摘事項の情報共有は適切に行われているか。
 - ・ 各課内における講じた措置の情報共有は適切に行われているか。
 - ・ 指摘事項と類似した事務について確認しているか。
 - ・ 講じた措置の効果と影響について検証しているか。
 - ・ 指摘事項等に係るマニュアル等の作成など再発防止策がとられているか。
- ③ 包括外部監査に関する事務の所管部局（総務部）について
 - ・ 指摘事項等について、その措置状況を把握しているか。
 - ・ 未措置のままになっている指摘事項等について、進捗状況を確認するなどの働きかけを行っているか。

(2) 主な監査手続き

① 調査票による現状把握

平成22年度から平成26年度までの包括外部監査結果報告書に記載された指摘・意見に対する対応状況について、対象部局へ調査票による回答を求め、措置後の事務取扱いについて調査した。また、未措置事案については、調査票により進捗状況を調査した。

② 対象部局への質問、関係書類の閲覧

①の調査票の回答をもとに、必要に応じて対象部局にヒアリングを行うとともに、関係書類の閲覧等を行った。

③ 必要に応じた現地での調査

備品等の管理に係る指摘が多かった水道局総務課においては、それらの改善がなされているかを調査するために、現地に赴き、その措置状況を確認するとともに、指摘の対象ではなかった他の備品の管理状況についても併せて確認した。

※ なお、組織改正により業務の対象部局が変更等している場合は、組織改正後に当該業務を所管する部局を対象とした。

(3) 調査票の内容

① 調査票1（指摘事項等を受けた全対象部局に対して）

（平成28年10月4日依頼 平成28年11月4日回答）

1 指摘事項等の情報共有について

- (1) 指摘事項等の課内周知は行われているか。
- (2) どのような方法で周知されているか。
- (3) 周知の時期はいつか。

② 調査票2（未措置事案に対して）

（平成28年10月4日依頼 平成28年11月4日回答）

- 1 現在の進捗状況について
- 2 指摘されるに至った原因の究明等、課題の整理について
- 3 改善に向けた対応について

③ 調査票2（措置済事案に対して）

（平成28年11月1日依頼 平成28年11月30日回答）

- 1 講じた措置の情報共有について
 - (1) 講じた措置について課内周知は行われているか。
 - (2) どのような方法で周知されているか。
 - (3) 周知の時期はいつか。
- 2 指摘事項との類似事務について
 - (1) 類似した事務等の有無を確認しているか。
 - (2) 類似した事務の処理は適切になされていたか。
- 3 講じた措置の効果と影響の検証について
 - (1) 措置を講じたことによる効果及び影響について検証しているか。
- 4 指摘事項等に係るマニュアル等の作成・再発防止策について
 - (1) 類似した事務も含め、再発防止策等を講じているか。
 - (2) 再発防止策等について課内周知は行われているか。
 - (3) 再発防止策等の有効性について検証しているか。

④ 調査票3（包括外部監査事務所管部局に対して）

（平成28年10月4日依頼 平成28年11月4日回答）

- 1 措置状況の把握について
- 2 未措置事案への働きかけについて
 - (1) 進捗状況をどの程度の頻度で確認しているか。
 - (2) 未措置事案についてどのような働きかけをしているか。

指摘事項等一覧（未措置事案）

No.	年度	頁	指摘・意見	項目	担当課
1	22	49	意見	③ 社会福祉費負担金について 1) 同一債務者に対する事項による不能欠損処理と督促行為について	長寿介護課
2	22	51	指摘	④ 民生費貸付金元利収入について 1) 適切な債権管理を行うべきもの	保健福祉課
3	22	56	意見	(2) 補助金等について ③ 老人クラブの存在意義について再考すべきもの	長寿介護課
4	22	57	意見	(2) 補助金等について ④ シルバー人材センター運営費補助金について	長寿介護課
5	22	58	指摘	(2) 補助金等について ⑦ 市職員の兼業について	職員課
6	22	58	指摘	(2) 補助金等について ⑥ 補助金算定根拠について	保健所総務課
7	22	75	意見	4) 指定管理者制度についての監査結果 (ii) 公募にあたっての選定委員の構成について検討すべきもの	保健福祉課
8	22	82	意見	② その他の委託について 5) 障害者相談支援事業のあり方を再検討すべきもの	障がい福祉課
9	22	90	意見	② いわき市における保育所整備のあり方について 1) 市立保育所の利用改善に努めるべきこと	こどもみらい課
10	22	97	意見	(5) 生活保護について 2) 自立支援に向けての取組を広範囲に検討していくべきもの	保健福祉課
11	22	129	指摘	(7) 母子寡婦福祉資金貸付金特別会計について ① 事務処理取扱要綱を定めるべきもの	こども家庭課
12	22	148	指摘	② 保健体育実費徴収金について 3) 時効中断と不納欠損処分がなされていないもの	学校支援課
13	22	148	意見	② 保健体育実費徴収金 4) 要領の見直しを検討すべきもの	学校支援課
14	22	149	意見	(2) 補助金について ① 学校運営事業の補助金算定に当たり検討すべきもの	こども支援課
15	22	150	意見	(2) 補助金について ② 補助金交付組織のあり方について検討すべきもの	スポーツ振興課
16	22	156	意見	(2) 請負契約について ② 低入札価格調査制度の導入を検討すべきもの	契約課
17	22	169	意見	4) 指定管理者制度についての監査結果 (i) 事業団のあり方及び施設の管理について、再考を検討すべきもの	文化振興課
18	22	179	意見	(6) 学校用備品の管理について ② 備品管理の実効性を高める方策を講じるべきもの	学校支援課
19	22	180	指摘	(7) その他について ① 不適正管理とされた施設の改善について早急に対応すべきもの	学校支援課
20	22	186	意見	② いわき市の幼稚園のあり方について 1) 市として保育所のあり方とあわせて、幼稚園の取組態度を明確にすべきもの	こどもみらい課
21	24	22	意見	2 奨学資金の貸与について 3) 市の復興事業計画の意味するもの	学校教育課
22	24	43	意見	6 学校施設の耐震化事業について ② 耐震化事業と私立幼稚園再編について（その1）	こどもみらい課
23	24	43	意見	6 学校施設の耐震化事業について ② 耐震化事業と私立幼稚園再編について（その2）	こどもみらい課

※ 頁は、包括外部監査結果報告書の頁番号

指摘事項等一覧（未措置事案）

No.	年度	頁	指摘・意見	項目	担当課
24	24	44	指摘	③ 最低制限価格について ア) 工事施工への影響について	契約課
25	24	45	意見	6 学校施設の耐震化事業について ③ 最低制限価格について イ) 透明性の確保について	契約課
26	24	52	意見	6 学校施設の耐震化事業について ③ 最低制限価格について ウ) 低入札価格調査制度の導入について	契約課
27	25	65	指摘	2 公営住宅使用料について (1) 滞納使用料についても徴収すべきもの	住宅営繕課
28	25	69	意見	3 広域農業開発事業償還金について (1) 農地の有効活用のために	農業振興課
29	25	78	意見	6 学校給食納付金について (3) 生活保護費からの代理受領について	学校支援課
30	25	89	意見	9 母子寡婦福祉資金貸付金について (1) 連帯保証人に対する法的手続きによる回収について	こども家庭課
31	25	93	指摘	11 水道事業に係る債権について (1) 不納欠損処理について、実際の債権管理と会計処理を一致させるべきもの	水道局営業課
32	25	94	意見	13 強制徴収公債権の財産調査について	債権管理室
33	26	57	意見	2 水道料金の徴収事務は適切に行われているか。また、滞納整理など債権管理は適切に行われているか。	水道局営業課
34	26	67	意見	4 契約事務は適切に行われているか (最低制限価格の事後公表について)	水道局総務課
35	26	69	意見	4 契約事務は適切に行われているか (低入札価格調査制度の導入について)	水道局総務課
36	26	71	意見	4 契約事務は適切に行われているか (低入札価格調査制度の適切な活用について)	水道局総務課
37	26	81	指摘	5 財産管理・物品管理は適切に行われているか (休止施設の取扱いについて)	水道局総務課
38	26	82	意見	5 財産管理・物品管理は適切に行われているか (施設転用後の未稼働資産について)	水道局総務課
39	26	144	指摘	2 公共下水道使用料及び地域汚水処理施設使用料の徴収事務は適切に行われているか	生活排水対策室 経営企画課
40	26	145	意見	3 人件費、建設費、維持管理費等の費用について効率的な経費管理が行われているか (各種手当の事務処理について)	職員課
41	26	156	指摘	5 財産管理・物品管理は適切に行われているか (中部浄化センター汚泥焼却灰保管用 倉庫賃貸契約について)	生活排水対策室 南部下水道管理事務所
42	26	158	意見	5 財産管理・物品管理は適切に行われているか (中部浄化センター脱水汚泥機No.1の処分検討について)	生活排水対策室 下水道事業課
43	26	160	意見	5 財産管理・物品管理は適切に行われているか (北白土第一ポンプ場管理人舎の用途廃止について)	生活排水対策室 北部下水道管理事務所

指摘事項等一覧(措置済事案)

No.	年度	頁	指摘・意見	項目	担当課	措置通知提出年度
1	22	47	意見	② 児童福祉費負担金(保育料) 1) 子ども手当の支給方法を検討すべきもの	こども家庭課	28
2	22	53	指摘	④ 民生費貸付金元利収入(災害援護貸付金) 2) 市の負担を考慮すべきもの	保健福祉課	28
3	22	54	指摘	④ 民生費貸付金元利収入(災害援護貸付金) 3) 債権回収についてのルールを定めるべきこと	保健福祉課	28
4	22	55	指摘	(2) 補助金等について ① 社会福祉協議会運営費補助金の算定について検討すべきもの	保健福祉課	25
5	22	55	指摘	(2) 補助金等について ② 要綱に準拠した補助金の交付を行うべきもの	長寿介護課	23
6	22	58	指摘	(2) 補助金等について ⑤ いわき市社会福祉施設整備資金に係る利子補給の承認申請書類について	長寿介護課	23
7	22	75	意見	① 指定管理者に対する委託 i) 外郭団体の見直しを、全庁的な意思決定機関で行うべきもの	職員課	28
8	22	76	意見	① 指定管理者に対する委託 iv) 指定管理者の選定にあたり、施設の現状と課題を明示すべきもの	職員課	28
9	22	76	意見	① 指定管理者に対する委託 iii) 選定において、プレゼンテーションの場を設けるべきもの	保健福祉課	28
10	22	77	指摘	② その他の委託について 1) 電算業務委託契約において単価契約の単価に適正を欠くもの	情報政策課	28
11	22	79	意見	② その他の委託について 2) 電算処理業務委託等について、一括発注を検討すべきもの	情報政策課	28
12	22	80	指摘	② その他の委託について 3) 委託金契約を再考し、清算を行うべきもの	保健福祉課	25
13	22	81	指摘	② その他の委託について 4) 設計金額算定表の作成に当たり算出根拠を明示すべきもの	障がい福祉課	25
14	22	96	指摘	(5) 生活保護について ③ 受給資格確認と返還請求について 1) 債権の整理を行うべきもの	保健福祉課	28
15	22	104	指摘	(6) 介護保険特別会計について 1) 確固たる徴収に取り組むべきもの	長寿介護課	23
16	22	106	意見	(6) 介護保険特別会計について 2) いわき市の介護ビジョンについて、地域の現状をフォローすべきもの	長寿介護課	28
17	22	143	指摘	① 教育費貸付金元利収入 i) 滞納処理事務を定める要領を定めるべきこと	学校教育課	26
18	22	147	指摘	② 保健体育実費徴収金(学校給食費) 1) 報告が十分でないもの	学校支援課	23
19	22	147	指摘	② 保健体育実費徴収金(学校給食費) 2) 適正な督促措置を講じるべきもの	学校支援課	23
20	22	154	指摘	(3) 請負契約について ① 発注規模等についての定めを設けるべきもの	施設整備課	28
21	22	158	指摘	(3) 請負契約について ④ 湯本第三中学校屋内運動場北側駐車場舗装工事の設計額算定誤りについて	施設整備課	23
22	22	158	指摘	(3) 請負契約について ③ 小中学校自家用電気工作物保安管理業務委託の完了報告書の金額誤りについて	学校支援課	23
23	22	170	指摘	4) 指定管理者制度についての監査結果 ii) 適正な決算書の作成を求めるべきもの	文化振興課	23

※ 頁は、包括外部監査結果報告書の頁番号

指摘事項等一覧(措置済事案)

No.	年度	頁	指摘・意見	項目	担当課	措置通知提出年度
24	22	170	意見	① 指定管理者への委託 iii) 学芸員の配置について	生涯学習課	28
25	22	171	指摘	4) 指定管理者制度についての監査結果 iv) いわき市文化財資料整理・分類業務委託について	文化振興課	23
26	22	172	指摘	② その他の委託について 2) 競争入札を実施すべきもの	学校支援課	25
27	22	172	意見	② その他の委託について 3) 給食配送業務について競争性を確保すべきもの	学校支援課	28
28	22	172	指摘	② その他の委託について 1) 実績報告書を提出させるべきもの	総合図書館	23
29	22	173	指摘	② その他の委託について 4) 委託先の業務評価を行うべきもの	文化振興課	23
30	22	174	意見	(5) 物品購入について ① 給食費の会計に多少の柔軟性をもたらすべきこと	学校支援課	28
31	22	175	意見	(5) 物品購入について ② 給食食材の調達方法を検討していくべきもの 1) 調達先の多様化を検討していくべきもの	学校支援課	28
32	22	175	意見	(5) 物品購入について ② 給食食材の調達方法を検討していくべきもの 2) 価格の客観性を確保すべきもの	学校支援課	28
33	22	179	指摘	(6) 学校用備品の管理について ① 備品の現物実査を行うべきもの	学校支援課	23
34	22	181	意見	(7) その他について ② 美術館のあり方について再検討を行うべきもの	美術館	28
35	23	36	指摘	(1) 土量計算上の不備が認められるもの ① 工事面積の補正について	水道局工務課 水道局南部工事 事務所	24
36	23	37	指摘	(2) 近隣同一種工事の発注について	水道局工務課	24
37	23	37	指摘	(1) 土量計算上の不備が認められるもの ② 修正計算が不完全な工事について	水道局南部工事 事務所	24
38	23	38	指摘	(3) 漏水修繕報告書の入手について	水道局浄水課	26
39	23	38	指摘	(4) 積算書の計算誤りについて	水道局浄水課	24
40	23	39	意見	(5) 漏水工事全般について ① 災害時の積算について	水道局工務課	28
41	23	40	意見	(5) 漏水工事全般について ② 特別出勤費のみの工事について	水道局工務課	28
42	23	40	意見	(5) 漏水工事全般について ③ 工事完了検査の審査体制及び審査資料	水道局南部工事 事務所	28
43	23	41	意見	(5) 漏水工事全般について ④ 請求額が不自然な工事	水道局南部工事 事務所	28
44	23	41	指摘	(6) 工事費用の減免について	水道局南部工事 事務所	24
45	23	45	指摘	(7) 近隣同一工事の発注について (その2)	水道局南部工事 事務所	24
46	23	45	指摘	(8) 工事の実態を確認すべきもの	水道局南部工事 事務所	24

指摘事項等一覧(措置済事案)

No.	年度	頁	指摘・意見	項目	担当課	措置通知提出年度
47	23	48	指摘	(9) 漏水の減免措置について	水道局工務課	24
48	23	49	指摘	(10) その他漏水修繕報告書、修繕工事清算書等に係る個別事項について ③ 業務委託緊急修繕工事平（その18）中の給2災88について	水道局工務課	24
49	23	49	指摘	(10) その他漏水修繕報告書、修繕工事清算書等に係る個別事項について ④ 修繕工事清算書の「特別出勤費」の平日深夜以外の単価設定について	水道局工務課	24
50	23	49	指摘	(10) その他漏水修繕報告書、修繕工事清算書等に係る個別事項について ① 業務委託緊急修繕工事小名浜（その34）中の小災641、644、651について	水道局南部工事事務所	24
51	23	49	指摘	(10) その他漏水修繕報告書、修繕工事清算書等に係る個別事項について ② 業務委託緊急修繕工事小名浜（その34）について	水道局南部工事事務所	24
52	23	50	指摘	(10) その他漏水修繕報告書、修繕工事清算書等に係る個別事項について ⑤ 修繕工事における「交通誘導員」について	水道局工務課	24
53	23	57	指摘	(1) 緊急修繕・随意契約について i) 随意契約理由について	南部下水道管理事務所	24
54	23	58	指摘	(1) 緊急修繕・随意契約について ii) 落札率について	南部下水道管理事務所	26
55	23	59	指摘	(2) 分割発注工事について	南部下水道管理事務所	24
56	23	60	指摘	(3) 工事関連証憑について	南部下水道管理事務所	24
57	23	61	指摘	II 下水道について (5) 現場代理人について	契約課	24
58	23	61	意見	(4) 応急修繕工事の重複について	南部下水道管理事務所	28
59	23	64	指摘	(6) 見積書の日付が適正でないもの	南部下水道管理事務所	24
60	23	65	指摘	(7) 印紙貼付が過少であった工事	南部下水道管理事務所	24
61	23	68	指摘	(8) その他下水道に係る事項 ① 書類の資料不備があるもの	南部下水道管理事務所	24
62	23	68	指摘	(8) その他下水道に係る事項 ② 書類の記載不備があるもの	南部下水道管理事務所	24
63	23	69	指摘	(9) 震災発生前の工事について 1 最低制限価格について	南部下水道管理事務所	24
64	23	72	指摘	II 下水道について (9) 震災発生前の工事について 2 入札者管理について	契約課 経営企画課	24
65	23	76	指摘	III 道路について (1) 復旧工事設計書項目について	小名浜支所経済土木課	24
66	23	78	指摘	III 道路について (2) 設計業務委託について	道路管理課	24
67	23	78	指摘	III 道路について (3) 業務委託契約内容について	常磐支所経済土木課	24

指摘事項等一覧(措置済事案)

No.	年度	頁	指摘・意見	項目	担当課	措置通知提出年度
68	23	79	指摘	Ⅲ 道路について (4) 積算単価の不統一について	常磐支所経済土木課	24
69	23	81	指摘	(5) その他道路工事に係る事項 1 道路応急対策業務委託及び道路災害復旧業務委託の個別事項について ① 書類の整理に不備があるもの	道路管理課	24
70	23	81	指摘	(5) その他道路工事に係る事項 1 道路応急対策業務委託及び道路災害復旧業務委託の個別事項について ② 書類の記載に不備があるもの	道路管理課	24
71	23	82	指摘	(5) その他道路工事に係る事項 1 道路応急対策業務委託及び道路災害復旧業務委託の個別事項について ③ 書類の資料に不備があるもの	道路管理課	24
72	23	82	指摘	(5) その他道路工事に係る事項 1 道路応急対策業務委託及び道路災害復旧業務委託の個別事項について ④ 書類間で工期が着工日あるいは完了日と不一致のもの	道路管理課	24
73	23	82	指摘	(5) その他道路工事に係る事項 2 道路災害復旧測量調査設計委託及び道路災害復旧設計委託の個別事項について ① 書類の記載に不備があるもの	道路管理課	24
74	23	83	指摘	(5) その他道路工事に係る事項 2 道路災害復旧測量調査設計委託及び道路災害復旧設計委託の個別事項について ② 各社設計業務取りまとめ代について	道路管理課	26
75	23	83	指摘	(5) その他道路工事に係る事項 3 道路応急対策業務委託及び道路災害復旧業務委託の概算設計の工事内訳について	道路管理課	24
76	23	89	意見	Ⅳ 市営住宅について (1) 緊急復旧工事について	住宅営繕課	28
77	23	90	意見	Ⅳ 市営住宅について (2) 竣工時期と工事単位について	住宅営繕課	28
78	23	95	意見	Ⅴ 商工観光施設について ① ユースホステルについて	観光事業課	28
79	23	98	意見	Ⅴ 商工観光施設について ② 勿来の関荘について	観光事業課	28
80	23	101	意見	Ⅴ 商工観光施設について ③ 新舞子ハイツについて	観光事業課	28
81	24	18	指摘	1 被災した小・中学生の就学費用の援助について (6) 支給対象者について	学校教育課	25
82	24	22	意見	2 奨学資金の貸与について (2) 返還猶予制度の周知について	学校教育課	28
83	24	23	指摘	2 奨学資金の貸与について (4) 債権管理体制の整備	学校教育課	26
84	24	27	指摘	3 被災児童生徒への通学支援について (5) 部活動の取扱いについて	学校教育課	28
85	24	28	意見	4 子どもに対する屋外活動機会の提供について (3) より多くの子どもたちへの機会提供について	生涯学習課	28
86	24	33	意見	5 避難所体験合宿(防災キャンプ)の実施について (6) 募集方法を再考すべきもの	生涯学習課	25
87	24	60	指摘	7 被災した小中学校の復旧事業について ① 契約に係る積算について(その1)	施設整備課	28
88	24	60	意見	7 被災した小中学校の復旧事業について ① 契約に係る積算について	施設整備課	25

指摘事項等一覧(措置済事案)

No.	年度	頁	指摘・意見	項目	担当課	措置通知提出年度
89	24	61	指摘	7 被災した小中学校の復旧事業について ① 契約に係る積算について(その2)	施設整備課	25
90	24	64	指摘	7 被災した小中学校の復旧事業について ②ア 公有財産の取壊し手続について	学校支援課 施設マネジメント課	25
91	24	65	指摘	7 被災した小中学校の復旧事業について ②イ 「工事着工届出」の確認について	施設整備課 契約課	25
92	24	66	指摘	7 被災した小中学校の復旧事業について ②ウ 暴力団排除要綱の不徹底について	施設整備課 契約課	25
93	24	67	指摘	7 被災した小中学校の復旧事業について ②エ 現場代理人の常駐について	施設整備課 契約課	25
94	24	69	意見	7 被災した小中学校の復旧事業について ③ 契約に係る内部統制について	施設整備課 契約課	25
95	24	84	意見	8 学校給食共同調理場施設の計画的な整備事業について ① スクールランチの実施について	学校支援課	28
96	24	85	指摘	8 学校給食共同調理場施設の計画的な整備事業について ② 契約の見直し項目について i) 平成23年10月～平成24年3月契約分	学校支援課	28
97	24	87	指摘	8 学校給食共同調理場施設の計画的な整備事業について ② 契約の見直し項目について ii) 平成24年4月～平成24年12月契約分	学校支援課	28
98	24	89	意見	8 学校給食共同調理場施設の計画的な整備事業について ③ 平北部及び四倉給調の復旧及び増築工事について	学校支援課	28
99	24	94	意見	8 学校給食共同調理場施設の計画的な整備事業について ④ 今後の学校給食共同調理場建設の課題について	学校支援課	28
100	24	96	意見	9 除染の実施について (2) 保育園の園庭の表土除去 ① 私立と比べて公立の対応の遅れ	こどもみらい課	28
101	24	97	意見	9 除染の実施について (2) 保育園の園庭の表土除去 ② 特命随意契約の情報公開	契約課	25
102	24	100	意見	10 内部被ばく検査について (7) 有効性のある受検機会の提供について	保健所総務課	28
103	24	101	指摘	11 積算線量計貸与事業について	保健所総務課	25
104	25	64	意見	1 東日本大震災に伴う市税の不納欠損処理について (1) 震災被災者に対応した滞納処分の執行停止について	税務課	28
105	25	65	指摘	2 公営住宅使用料について (2) 入居中で長期にわたる滞納者に係る対応について	住宅営繕課	26
106	25	70	指摘	3 広域農業開発事業償還金について (2) 早期の措置の必要性について	農業振興課	26
107	25	73	指摘	4 災害援護資金貸付金について (1) 債権回収努力を行うべきもの	保健福祉課	26
108	25	73	意見	4 災害援護資金貸付金について (2) 長期の据え置き期間が設けられている災害援護資金貸付金について	保健福祉課	28
109	25	77	指摘	5 奨学資金貸付金について (1) 回収努力が継続されていないもの	学校教育課	26
110	25	77	指摘	5 奨学資金貸付金について (2) 連帯保証人への請求を確立すべきもの	学校教育課	26
111	25	78	指摘	5 奨学資金貸付金について (3) 相続人に対する請求を行うべきもの	学校教育課	26

指摘事項等一覧(措置済事案)

No.	年度	頁	指摘・意見	項目	担当課	措置通知提出年度
112	25	78	指摘	6 学校給食納付金について (1) 催告等、適正な措置を講じるべきもの	学校支援課	26
113	25	78	指摘	6 学校給食納付金について (2) 分納誓約書の提出状況について	学校支援課	26
114	25	82	指摘	7 不適正保管廃棄物に係る原状回復事業費について (1) 財産調査をすべきもの	廃棄物対策課	26
115	25	84	指摘	8 工場等立地奨励金について (1) 契約文書をかわすべきもの	工業・港湾課	28
116	25	84	指摘	8 工場等立地奨励金について (2) 債務者の支払い能力について確認すべきもの	工業・港湾課	28
117	25	85	指摘	8 工場等立地奨励金について (3) 債権者として毅然と対応すべきもの	工業・港湾課	28
118	25	89	意見	9 母子寡婦福祉資金貸付金について (2) 審査会の実効性について	こども家庭課	28
119	25	91	意見	10 下水道事業に係る債権について (1) 下水道受益者負担金の東日本大震災における減免について	生活排水対策室 経営企画課	28
120	25	92	指摘	10 下水道事業に係る債権について (2) 強制執行による回収を図るべきもの	生活排水対策室 経営企画課	26
121	25	94	指摘	12 税外収入全般について	財政課	26
122	25	97	意見	全庁的な債権管理部署の検討について	職員課	28
123	26	66	意見	4 契約事務は適切に行われているか (入札不調に伴う随意契約について) その1	水道局総務課	27
124	26	66	意見	4 契約事務は適切に行われているか (入札不調に伴う随意契約について) その2	水道局総務課	27
125	26	66	指摘	4 契約事務は適切に行われているか (契約締結何の記載不備について)	水道局総務課	27
126	26	72	意見	4 契約事務は適切に行われているか (契約書類簿冊の整理について)	水道局工務課	27
127	26	72	指摘	4 契約事務は適切に行われているか (公益社団法人いわき市シルバー人材センターとの随意契約に係る公表について)	水道局工務課	27
128	26	77	意見	5 財産管理・物品管理は適切に行われているか (固定資産シールの貼り付けについて) その1	水道局総務課	27
129	26	77	意見	5 財産管理・物品管理は適切に行われているか (固定資産シールの貼り付けについて) その2	水道局総務課	27
130	26	78	指摘	5 財産管理・物品管理は適切に行われているか (久之浜浄水場における固定資産台帳の不備について)	水道局総務課	27
131	26	78	指摘	5 財産管理・物品管理は適切に行われているか (大利ポンプ場流量計(メーター)の固定資産台帳の転用未処理について)	水道局総務課	27
132	26	79	指摘	5 財産管理・物品管理は適切に行われているか (小川浄水場残留塩素計の固定資産台帳の変更未処理について)	水道局総務課	27
133	26	80	指摘	5 財産管理・物品管理は適切に行われているか (薬王寺ポンプ場仮設貯水槽について)	水道局総務課	27
134	26	84	意見	6 情報セキュリティ対策は適切に行われているか	水道局経営企画課	27

指摘事項等一覧(措置済事案)

No.	年度	頁	指摘・意見	項目	担当課	措置通知提出年度
135	26	147	意見	3 人件費、建設費、維持管理費等の費用について効率的な経費管理が行われているか (特殊勤務手当の入力について)	職員課 生活排水対策室 下水道事業課	28
136	26	149	指摘	4 契約事務は適切に行われているか (等級別格付に関する発注標準の相違について)	契約課	27
137	26	153	指摘	4 契約事務は適切に行われているか (契約締結伺の記載不備について)	南部下水道管理 事務所	27
138	26	160	意見	5 財産管理・物品管理は適切に行われているか (鎌田ポンプ場用地の管理について)	北部下水道管理 事務所	27
139	26	161	意見	5 財産管理・物品管理は適切に行われているか (北部浄化センター内に保管されている発電機の管理状況について)	北部下水道管理 事務所	27
140	26	164	意見	7 下水道事業の実施に当たり適用される法律が適切に適用されているか (排水設備の接続義務に対する市の取組みについて) 1	生活排水対策室 経営企画課	27
141	26	164	意見	7 下水道事業の実施に当たり適用される法律が適切に適用されているか (排水設備の接続義務に対する市の取組みについて) 2	生活排水対策室 経営企画課	27
142	26	166	意見	7 下水道事業の実施に当たり適用される法律が適切に適用されているか (下水道法第10条第1項但書の適用について)	生活排水対策室 経営企画課	27

第2 包括外部監査の概要

包括外部監査人は、地方自治法第252条の37の規定に基づき、包括外部監査対象団体が住民の福祉を増進し、最少の経費で最大の効果をあげるため、また、組織及び運営の合理化を図るため、一番効果的であると考える事案を選択して、それについて監査を行うものとされている。

普通地方公共団体（都道府県、指定都市及び中核市）の長は、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、毎会計年度、包括外部監査契約を締結しなければならないこととされており、当該契約の締結に際しては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経ることが義務付けられている。

また、包括外部監査人については、公認会計士等の資格を有し、欠格事項に該当しないなど、法に定める「外部監査契約を締結できる者」の要件を満たしている必要がある。

なお、本市における包括外部監査に関する事務は、総務部職員課が担当している。

1 包括外部監査事務の流れ

時 期		内 容
監査年度	4月	包括外部監査契約締結 ※ 契約締結にあたっては、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。
	8月～3月	包括外部監査人による監査実施
	3月	包括外部監査人から市長及び監査委員等に対し、包括外部監査結果報告書を提出
翌年度	4月	監査結果を監査委員が公表
	4月～9月	指摘等事案に対する改善策の検討（事務担当課）
	10月	措置を講じた内容を職員課へ提出（事務担当課） ※ 過年度分の未措置事案の追跡調査を同時に実施（職員課）
	11月～12月	措置を講じた内容の実態確認（職員課）
	1月	措置を講じた内容を市長から監査委員へ通知
	3月	措置を講じた内容を監査委員が公表

※ 上記のとおり、措置を講じた内容については職員課にて実態を確認したうえで、例年1月に市長から監査委員へ通知されているものの、措置を講じるまでの具体的な期限が明確に決められていない。また、過年度分も含めた未措置事案については、措置を講じていない理由を定期的に確認するなどの規定がない。

2 包括外部監査の実施状況と決算額

監査実施年度	監査テーマ	決算額
平成22年度	保健福祉部及び教育委員会事務局が実施する事業について	15,430,800円
平成23年度	市のインフラ整備について(東日本大震災後の復旧事業を主として)	13,616,400円
平成24年度	東日本大震災後における子育て・教育環境の整備事業について	13,616,400円
平成25年度	市の債権事務の執行について	13,217,000円
平成26年度	水道事業(簡易水道を含む。)、下水道事業における財務事務の執行及び管理運営について	13,583,580円

第3 監査の結果

1 指摘事項への対応に係る調査結果

(1) 未措置の事案（43件）について

包括外部監査の結果において指摘等があったにもかかわらず、未だ措置が講じられていない事案（43件）について、次の項目で調査を行った。

○ 指摘事項等の課内周知の有無（回答課数 22課等）

指摘事項等の周知状況について調査した結果は次表のとおりである。

選択肢		回答数	割合
ア	課員全員へ周知されている。	18	81.8%
イ	担当係員全員へ周知されている。	4	18.2%
ウ	担当係員全員へは周知されておらず、 担当係長へ伝えられている。	0	0.0%
エ	特に周知されていない。	0	0.0%
オ	その他	0	0.0%
	計	22	100.0%

「課員全員へ周知されている。」とした回答が18課（81.8%）、「担当係員全員へ周知されている。」が4課（18.2%）となっており、一定の周知は図られている。

○ 周知の方法（回答課数 22課等：複数回答）

どのような方法で周知しているかについて調査した結果は次表のとおりである。

選択肢		回答数	割合
ア	口頭	1	4.3%
イ	電子メール	0	0.0%
ウ	紙文書の供覧	22	95.7%
エ	共有ドキュメント	0	0.0%
オ	その他	0	0.0%
	計	23	100.0%

「紙文書の供覧」とした回答が22課（95.7%）、さらに、「口頭」でも1課（4.3%）となっている。

○ 周知の時期（回答課数 22課等）

いつ周知しているかについて調査した結果は次表のとおりである。

選択肢		回答数	割合
ア	結果報告を受けてただちに	17	77.3%
イ	措置について検討後	3	13.6%
ウ	その他	2	9.1%
	計	22	100.0%

「結果報告を受けてただちに」とした回答が17課（77.3%）、「措置について検討後」が3課（13.6%）となっている。

「その他」については、以下のとおり。

- ・ 平成28年4月 債権管理室新設時（債権管理室）
 - … 債権管理室が新設され、当該事務が移管となったもの。
- ・ 平成28年5月19日付28職号外「包括外部監査結果に係る措置等の状況について（照会）」の回付時等（こどもみらい課）
 - … 包括外部監査の所管課である総務部職員課からの照会文書が回付された際に周知されたというもの。こどもみらい課は、平成27年度に新設された組織であり、周知の時期としては、いささか遅いと言わざるを得ない。

さらに、なぜ措置が講じられないままになっているのか、その原因を探るため、それぞれの事案ごとに次の項目で調査を行った。

○ 現在の進捗状況について（回答事案 43件）

各事案の進捗状況について調査した結果は次表のとおりである。

選択肢		回答数	割合
ア	未着手	9	20.9%
イ	検討しているが未着手	25	58.1%
ウ	取組みを開始している	9	20.9%
エ	取組みを始めたが、中断している	0	0.0%
	計	43	100.0%

「検討しているが未着手」とした回答が25件（58.1%）、「未着手」「取組みを開始している」がそれぞれ9件（20.9%）となっている。

○ 課題の整理と改善に向けた対応について（回答事案 43件）

指摘されるに至った原因の究明等、課題の整理及び改善に向けた対応について、自由記載で回答を求めた。（詳細は、P20「未措置の事案における課題の整理と改善に向けた対応について」のとおり。）

記載された内容を検証したところ、おおむね次のような状況であると整理された。

- ① 現時点で検討などが不十分である。
- ② 現時点で検討などが進められている段階である。
- ③ 担当課等で検討した結果、現状維持の方向に整理されている。

担当課等回答		回答数	①	②	③
ア	未着手	9	1	0	8
イ	検討しているが未着手	25	17	3	5
ウ	取組みを開始している	9	0	8	1
	計	43	18	11	14

「未着手」と回答のあった9件について確認したところ、そのうち8件については、担当課等で検討した結果、現状維持の方向に整理されていると考えられた。

「検討しているが未着手」と回答のあった25件について確認したところ、そのうち16件については、現時点で検討などが不十分であった。また、3件については、現時点で検討などが進められている段階であり、残り6件については、担当課等で検討した結果、現状維持の方向に整理されていると考えられた。

「取組みを開始している」と回答のあった9件について確認したところ、そのうち8件については、現時点で検討などが進められている段階であると考えられた。

① 現時点で検討などが不十分な事案について

指摘等の内容によっては、措置に時間を要する事案もあると考慮されるものの、平成22年度の包括外部監査において指摘された事案に対して、5年を経過した現在でも未だ検討などが不十分とみられる状況は、決して看過できるものではなく、包括外部監査の実効性について大いに疑問が生じる。

担当課等においては、監査結果を真摯に受け止め、できる限り早期に措置を講じるよう努めることが求められており、包括外部監査を所管する総務部職員課にあっても、措置がなされない事例の要因分析も含め、包括外部監査の実効性を高めるための検討が必要である。

② 現時点で検討などが進められている段階である事案について

指摘等の内容によっては、中長期的な対応を要する事案（制度研究などを要するものや計画的な対応を要するもの）もあるため、検討を進めてはいるものの措置を講じ

たとまではいえない事案が残っていることは理解できる。

今回の調査を行ったことで、措置通知が提出されていない事案についても、その対応状況等が明らかになったところであり、今後も、取組みが進み、措置済となるまでの進行管理が求められる。

③ 担当課等で検討した結果、現状維持の方向に整理されている事案について

指摘等の内容によっては、監査人の意見等を踏まえて担当課等で検討した結果、現行の事務処理を継続していく判断がなされる事案もある。こういった事案については、措置を講じたものとして通知がされないことから、十分に協議・検討がされたとしても、未措置の事案として残ってしまっている状況である。

他市等においては、包括外部監査の指摘や意見に対して、検討の結果、措置になじまないと判断した事案については、処理済みとみなしている例もある。

単に未措置として取り扱うだけでは、いつまでも残ってしまうだけでなく、指摘等に対して検討を行ったかどうか表面化されないことから、これらの事案についての取扱いを、一度、整理する必要があると思われる。

未措置の事案における課題の整理と改善に向けた対応について

No.	年度	区分	頁	指摘項目	進捗状況	課題の整理と改善に向けた対応（要約）	内容の検証
1	22	意見	49	③社会福祉費負担金について 1) 同一債務者に対する時効による不納欠損処理と督促行為について	検討しているが未着手	5年経過を理由として不納欠損処理を行ったことは不適切であったことから、債務者の経済状況などを確認したうえで、履行延期の特約等の手続を行うなど、適切な対応に努めている。今後は、債権管理室と連携を図りながら、より適切な事務執行に努めていく。	②
2	22	指摘	51	④民生費貸付金元利収入について 1) 適切な債権管理を行うべきもの	検討しているが未着手	震災以降の貸付件数の激増と、これに伴う事務量の増加から、専門的なノウハウが必要となる債権管理については、十分な対応ができない状況となっていた。新規の貸付けは減少傾向となっていることから、今後は、債権管理室の支援等を受けながら、適切な債権管理を実施していく予定。	①
3	22	意見	56	(2) 補助金等について ③ 老人クラブの存在意義について再考すべきもの	検討しているが未着手	老人クラブの活動については、市老人クラブ連合会が主体的に取り組んでいると認識しており、今後も、老人クラブが果たす役割は、ますます重要になってくると考えている。第7次市高齢者保健福祉計画では、取組みの視点の一つに、「高齢者の社会参画の促進」を位置付け、老人クラブへの支援を継続することとしている。今後についても、老人クラブ活動内容の見直しなどについて助言するとともに、PRを行う機会を設定するなどして、会員増強につながる側面的支援を行っていききたい。	③
4	22	意見	57	(2) 補助金等について ④ シルバー人材センター運営費補助金について	未着手	高齢者の雇用については、国が雇用の安定性確保のため、一元的な施策を講じており、特に就労の機会が少ない高齢者等に就労の機会を提供するため、法律でシルバー人材センターの設置を定めている。その会員に若年者を加えることは、法の趣旨に反することから、市として特別な措置は講じられない。なお、随意契約については、地方自治法の定めに基づき適正に行っている。措置不要と考える。	③
5	22	指摘	58	(2) 補助金等について ⑥ 補助金算定根拠について	検討しているが未着手	保健委員会連合会に活動費として交付された補助金は、各地区へ配分され、その算定方法については均等割と世帯割で計算されるが、世帯割は方法決定当時の世帯数を基にしており、現在の世帯数で計算した場合、各地区の世帯数の構成比率に変動が発生しているため、実情に合致しないこととなる。同連合会理事会等における理事からの意見として現状維持を希望する意見が出ており、各地区予算決算の状況等からも、各地区の事業実績に応じた補助金を交付しているものと認識している。現時点では、従来からの交付金配分額を維持することとしているが、今後も、各地区の活動状況を十分見極めながら、必要に応じて適切な対応に努めたい。	③
6	22	指摘	58	(2) 補助金等について ⑦ 市職員の兼業について	検討しているが未着手	営利企業等への従事については、地方公務員法第38条の規定により、許可申請の要否は明確であるが、他の団体への従事については、「他の団体」に該当する団体が広範囲に及び、事務従事の態様が多様である。今後、十分な調査検討が必要と考えている。	①
7	22	意見	75	4) 指定管理者制度についての監査結果 (ii) 公募にあたっての選定委員の構成について検討すべきもの	検討しているが未着手	指定管理者候補者の選定を行うにあたり、市の出資団体が候補者に選定されている審査の中で、選定委員7名のうち6名が市の職員という構成では、選定過程の客観性について疑義が生じるため、選定委員の半数以上を第三者で行うよう改善していくべきとの意見が付された。適切な第三者委員の選定等を検討していきたい。	①

未措置の事案における課題の整理と改善に向けた対応について

No.	年度	区分	頁	指摘項目	進捗状況	課題の整理と改善に向けた対応（要約）	内容の検証
8	22	意見	82	②その他の委託について 5) 障害者相談支援事業のあり方を再検討すべきもの	検討しているが未着手	現在、相談支援体制の一層の充実を図るため、地区保健福祉センターや委託相談支援事業所との役割分担を含め、相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」の設置について、市地域自立支援協議会において、検討を進めている。	②
9	22	意見	90	②いわき市における保育所整備のあり方について 1) 市立保育所の利用改善に努めるべきこと	取組みを開始している	震災による影響、少子化の一層の進行、子ども・子育て支援新制度への対応、施設の耐震診断結果の進捗などにより、考え方の再整理を行う必要が生じていたことから、公立幼稚園・保育所のあり方を併せて見直すこととし、検討を進めてきた。 新たな基本方針の策定をはじめ、施設整備の優先順位等を定めた個別具体的実施計画を定める予定としており、民営化についても、慎重に見極めながら、可能な施設については、改めて位置付けしていきたいと考えている。	②
10	22	意見	97	(5)生活保護について 2) 自立支援に向けての取組を広く範囲に検討していくべきもの	取組みを開始している	被保護者の就労支援にあたっては、ハローワークと連携した就労支援プログラムを実施するとともに、就労支援員による支援を行っており、一定の効果が上がっている。今後は、プログラムの対象外の被保護者に対する支援について、取組みを検討していく必要がある。	②
11	22	指摘	129	(7)母子寡婦福祉資金貸付金特別会計について ①事務処理取扱い要綱を定めるべきもの	検討しているが未着手	私債権である貸付金は、徴収についてのノウハウが不十分であるため、事務取扱要領等の制定には至っていない。 今後は、債権管理室へ指示を仰ぎながら、事務要領等の制定について検討していく。	①
12	22	指摘	148	②保健体育実費徴収金について 3) 時効中断と不納欠損処分がなされていないもの	検討しているが未着手	過年度分の学校給食費について、支払い督促や不納欠損処分を行っていなかったことによる指摘である。 過年度分学校給食費の滞納者に対して、催告状を送付し、住所不明者など回収不可能なものについては不納欠損処分をしていきたい。	①
13	22	意見	148	②保健体育実費徴収金 4) 要領の見直しを検討すべきもの	未着手	現在の要領では、学校給食費の滞納者への接触や支払資力の調査を学校が行うこととなっており、教育委員会が訪問を行う要領となっていないことに対する指摘である。 現年度分の給食費については、各学校に徴収、督促をお願いしている。過年度分の滞納者については、市教育委員会から催告状を送付し、納入がない場合には、学校支援課職員による電話督促、訪問督促の実施を検討していきたい。	①
14	22	意見	149	(2)補助金について ①学校運営事業の補助金算定に当たり検討すべきもの	未着手	市単独で行っている私立幼稚園・民間保育所に対する補助金については、運営に要する経常的な経費に対する部分は基準日を設けて算定し、特別な事業に対する経費に係る部分は実績をもとに交付している。基準日の5月1日は、各種調査統計等で使用している学校基本調査の基準日を使用している。 措置不要と考える。	③
15	22	意見	150	(2)補助金について ②補助金交付組織のあり方について検討すべきもの	検討しているが未着手	第1回いわきサンシャインマラソンの開催においては、約一千万円の残額を繰り越した経過があるものの、現在は、大会の規模が拡大し、外部への委託も増加したことから、残額がほとんど生じていない。 当該実行委員会の委員の任期は一年であるが、予算管理については、継続性のある市が実行委員会事務局として行い、公認会計士を含む監事の監査を受け、収支を報告することで透明性を担保している。 現時点では、法人化のメリット・デメリットも計り難い状況だが、他のマラソン事務局の動向を見据えながら、民間委託も含めて検討する必要があると考える。	①

未措置の事案における課題の整理と改善に向けた対応について

No.	年度	区分	頁	指摘項目	進捗状況	課題の整理と改善に向けた対応（要約）	内容の検証
16	22	意見	156	(2)請負契約について ②低入札価格調査制度の導入を検討すべきもの	未着手	国の動向を踏まえ、労務単価の上昇や積算基準の改訂への対応を行うとともに、最低制限価格を適切に設定することで、低い価格でのダンピング入札を防止し、適正価格による工事発注を促進している。低入札価格調査制度を導入することにより、市及び工事業者双方の事務負担が増大し、震災からの早期復旧・復興に支障をきたす恐れが想定されるため、当面、現行制度の運用により、適正な施工の確保を図っていきたいと考えている。	③
17	22	意見	169	4)指定管理者制度についての監査結果 (i)事業団のあり方及び施設の管理について、再考を検討すべきもの	検討しているが未着手	次期施設管理の切り替えに向けては、専門性を担保した人材確保のあり方や直営方式導入に伴うメリット、デメリットを十分検証しながら、指定管理者の公募も含めた施設管理のあり方について、総合的に検討を進めていく。	①
18	22	意見	179	(6)学校用備品の管理について ②備品管理の実効性を高める方策を講じるべきもの	取組みを開始している	現在の備品管理規程は、紙の備品管理カードで備品管理を行うこととしているが、現行のカード式では一覧性が保たれず、カードを紛失した際は補足が困難となるなど、管理上不便な点があることから、単品ごとの台帳やその一覧を構築できる電算化を検討している。 平成30年1月に予定されている現ポータルシステムの更新に合わせ、学校備品台帳を電算化できるよう、情報政策課と協議中である。電算化への取組みとして、システムヘデータを移行するためのセットアップシートへの入力、各学校へ依頼している。	②
19	22	指摘	180	(7)その他について ①不適正管理とされた施設の改善について早急に対応すべきもの	取組みを開始している	不適正と判断された公立小中学校10校のうち、4校については改善済み。1校は検査機関からの指示により経過観察中、2校は廃校または津波被害により現在使われていないため除外。残りの3校については、順次改善を行い、施設の適正な維持管理に努めていく。幼稚園については、閉園により除外。 不適正と判断され、今後改善が必要な3校については、順次改善を行い、施設の適正な維持管理に努めていく。	②
20	22	意見	186	②いわき市の幼稚園のあり方について 1)市として保育所のあり方とあわせて、幼稚園の取組態度を明確にすべきもの	取組みを開始している	震災による影響、少子化の一層の進行、子ども・子育て支援新制度への対応、施設の耐震診断結果の進捗などにより、考え方の再整理を行う必要が生じていたことから、公立幼稚園・保育所のあり方を併せて見直すこととし、検討を進めてきた。 新たな基本方針の策定をはじめ、個別具体の実施計画を定める予定としており、幼稚園の再編についても、慎重に見極めながら、検討していきたいと考えている。	②
21	24	意見	22	2 奨学資金の貸与について (3)市の復興事業計画の意味するもの	取組みを開始している	現在、市長部局において、給付型奨学金の創設に向けて検討しているほか、国においても貸与型奨学金等の制度改正について検討していることから、それらの動向を注視しつつ、現行制度のあり方について検討していく必要がある。 現行制度を取り巻く様々な状況を鑑み、本市の学生・生徒に対するより一層の支援策を講じるため、現在、現行制度に関し、貸与金額・返還年数・返還方法の見直しに向けた取組みを進めている。	②
22	24	意見	43	6 学校施設の耐震化事業について ②耐震化事業と私立幼稚園再編について 1	取組みを開始している	No.20に同じ	②
23	24	意見	43	6 学校施設の耐震化事業について ②耐震化事業と私立幼稚園再編について 2	取組みを開始している	No.20に同じ	②

未措置の事案における課題の整理と改善に向けた対応について

No.	年度	区分	頁	指摘項目	進捗状況	課題の整理と改善に向けた対応（要約）	内容の検証
24	24	指摘	44	③最低制限価格について ア) 工事施工への影響について	未着手	No.16に同じ	③
25	24	意見	45	6 学校施設の耐震化事業について ③最低制限価格について イ) 透明性の確保について	未着手	中核市においては大部分の自治体で最低制限価格の事後公表を行っている。国からの通知において、最低制限価格を公表する場合には、事後公表とすべき旨が要請されている。 最低制限価格を事後公表した場合、データが蓄積されることで、その後の類似工事について当該価格を類推され、事業者の技術力や経営力による競争が損なわれる弊害が生じる恐れがあるため、非公表としている。最低制限価格の設定方法については公表しており、一定の透明性が確保されていると考えている。	③
26	24	意見	52	6 学校施設の耐震化事業について ③最低制限価格について ウ) 低入札価格調査制度の導入について	未着手	No.16に同じ	③
27	25	指摘	65	2 公営住宅使用料について (1) 滞納使用料についても徴収すべきもの	検討しているが未着手	市営住宅を退居している滞納者のうち、自主退居したことにより訴訟されず、その後、滞納した市営住宅使用料の支払いも滞り、未回収となっている債権も多くある。 いわき市債権管理庁内連絡会議において平成28年度中に策定予定である、全庁的な債権管理に関する基本方針を踏まえ、対策を実施していくこととする。	①
28	25	意見	69	3 広域農業開発事業償還金について (1) 農地の有効活用のために	検討しているが未着手	①引き合いがあるとはいえ、地理的条件で折り合いがつかないことが多く、具体的な土地活用の話にならない。②市が抵当権を付しているのは建物のみであり、競売に付しても、土地所有者が異なることから競落者が現れない可能性が高い。③競売に付すには売却基準価額の鑑定を不動産鑑定士に依頼することとなるが、築30年以上の建物は評価額が0円となる場合が多く、裁判所から競売拒否される可能性がある。などの課題がある。 今後、農地利用希望者等と十分な協議や調査が必要なものと考えている。	①
29	25	意見	78	6 学校給食納付金について (3) 生活保護費からの代理受領について	未着手	学校と被保護世帯の保護者との協議の上、被保護世帯の保護者の同意が得られれば、3カ月以上の滞納という制限に関わらず代理受領を実施するなど、実情に応じて実施していることから、要領の見直しは不要と考える。	③
30	25	意見	89	9 母子寡婦福祉資金貸付金について (1) 連帯保証人に対する法的手続きによる回収について	検討しているが未着手	連帯保証人からの徴収を行っているケースはあるものの、法的手続きを踏んでの徴収についてはノウハウが不十分であるため、実施できていない。 今後は、債権管理室へ指示を仰ぎながら、徴収方法の見直しを検討していく。	①
31	25	指摘	93	11 水道事業に係る債権について (1) 不納欠損処理について、実際の債権管理と会計処理を一致させるべきもの	検討しているが未着手	現在稼働している「上下水道料金処理オンラインシステム」に債権管理の機能が備えられていないことから、滞納発生年度末から2年経過した債権については、機械的に不納欠損処理を行っている。 現在、滞納債権のより良い管理手法について検討中であり、その内容を踏まえ、現在稼働中の「上下水道料金処理オンラインシステム」の改修を実施する予定である。	①

未措置の事案における課題の整理と改善に向けた対応について

No.	年度	区分	頁	指摘項目	進捗状況	課題の整理と改善に向けた対応（要約）	内容の検証
32	25	意見	94	13強制徴収公債権の財産調査について	検討しているが未着手	滞納者の財産調査等を実施しておらず、差押えなどの強制徴収も実施していない課等が存在していることが指摘の原因。未収債権に係る実態調査及びヒアリングの結果から、「滞納処分等の専門知識・経験を持つ職員の不足」「実施すべき徴収手順等がマニュアル化されていない」という課題が見受けられた。 実態を把握し、課題等を明確にするため、未収債権に係る管理状況の調査及び担当者等との面談を実施。課題解決のため、債権管理に係る基本方針を策定し、全庁統一的な徴収体制の整備を図る。財産調査のデータベース化については、重複滞納者の調査等について個人情報保護審議会において整理を図りながら、情報共有体制の構築等を検討していく。	②
33	26	意見	57	2 水道料金の徴収事務は適切に行われているか。また、滞納整理など債権管理は適切に行われているか。	検討しているが未着手	現在稼働している「上下水道料金処理オンラインシステム」に債権管理の機能が備えられていないことから、分納誓約書に基づき継続的に回収している債権についても時効中断をせず、2年経過後に不納欠損処理を行ったうえで、納入管理を継続している。時効管理に係る「上下水道料金処理オンラインシステム」の改修については、市が今年度中に策定する「いわき市債権管理基本方針」の策定後に実施したいと考えている。	①
34	26	意見	67	4 契約事務は適切に行われているか（最低制限価格の事後公表について）	検討しているが未着手	①国から各自治体に対し、低入札価格調査制度または最低制限価格制度を適切に運用することとして通知がなされている。②市及び水道局においては、最低制限価格制度を採用しており、国で定める算定式を用いて設定している。③現在、最低制限価格の事後公表はしていないものの、算定式及び設定範囲については公表している。④設計基準や採用単価についても常時公表している。 現在の方法で、ある程度、入札の透明性、公平性については確保されていると考えている。今後、さらに、最低制限価格の事後公表の必要性及び算定式や設定範囲の公表方法などを総合的に勘案し、検討が必要と思われる。入札契約制度については、市と水道局とで同様の取扱いにすべきと考えることから、市における見直しと歩調を合わせて見直しを図る。	①
35	26	意見	69	4 契約事務は適切に行われているか（低入札価格調査制度の導入について）	検討しているが未着手	①国から各自治体に対し、低入札価格調査制度または最低制限価格制度を適切に運用することとして通知がなされている。②市及び水道局においては、最低制限価格制度を採用しており、国で定める算定式を用いて設定している。③市において、他市の状況を調査し検討した結果、導入の効果などを考慮のうえ、低入札価格調査制度の必要性は低く、導入は困難と判断した経過がある。 当該制度の導入については、市において検討した結果、一旦は、導入の必要性は低いと判断しており、また、復旧・復興事業の進捗状況や地域経済の動向等を踏まえ、時機を捉えて改めて検討することとしている。入札契約制度については、市と水道局とで同様の取扱いにすべきと考えることから、市における見直しと歩調を合わせて見直しを図る。	③
36	26	意見	71	4 契約事務は適切に行われているか（低入札価格調査制度の適切な活用について）	検討しているが未着手	No.35に同じ	③
37	26	指摘	81	5 財産管理・物品管理は適切に行われているか（休止施設の取扱いについて）	検討しているが未着手	①現在、休止中または一部使用中の施設で廃止とはなっていないものについては、除却の手続きは行わず、廃止、撤去をもって除却の手続きを行っている。②休止施設の取扱い方針等については、土地・建物を含め、整理されていない。 今後、休止施設の固定資産管理の在り方について整理したうえで、有姿除却または減損会計の適用の必要性について検討する。	①

未措置の事案における課題の整理と改善に向けた対応について

No.	年度	区分	頁	指摘項目	進捗状況	課題の整理と改善に向けた対応（要約）	内容の検証
38	26	意見	82	5 財産管理・物品管理は適切に行われているか（施設転用後の未稼働資産について）	検討しているが未着手	No.37に同じ	①
39	26	指摘	144	2 公共下水道使用料及び地域汚水処理施設使用料の徴収事務は適切に行われているか	取組みを開始している	改めて水道局と協議した結果、昭和61年度の協定書締結時より確定した決算値を用いることで精算を発生させない方法としてきたこと、当該負担金の徴収は、恒久的に継続していくもので終期がないこと等の理由から、合理性、公平性が担保されている現在の算定方法によることとし、水道局と平成28年度の事務委託協定書を締結した。	③
40	26	意見	145	3 人件費、建設費、維持管理費等の費用について効率的な経費管理が行われているか（各種手当の事務処理について）	未着手	年5回、不適正な受給状態となっていないか所属長あてに確認を依頼し、現況と相違がある場合には給与係に報告する体制となっている。公共交通機関利用者については、購入した定期券等の提出を求め、客観性の担保に努めている。今後についても、現体制を徹底することにより、不正受給等の防止に努めていきたいと考えている。	③
41	26	指摘	156	5 財産管理・物品管理は適切に行われているか（中部浄化センター汚泥焼却灰保管用倉庫賃貸契約について）	検討しているが未着手	原発事故に伴い発生した放射性物質を含む汚泥焼却灰については、国が当初、3年以内で処分するとしていたことからリース契約により設置し、その費用は東京電力(株)に請求することとしていた。結果的には倉庫を建築した方が経済的となったが、契約時には倉庫を建築した方が経済的であったと考えている。今後、灰の処分時期の予定がつかない状況ではリース契約を継続せざるを得ず、引き続き国に対して早期の処分を要望する。	③
42	26	意見	158	5 財産管理・物品管理は適切に行われているか（中部浄化センター脱水汚泥機No.1の処分検討について）	検討しているが未着手	現時点で、2台の脱水機で安定した汚泥の処理が可能であり、当該脱水機の除却は可能だが、単独での工事は費用が嵩むため、施設や設備の改築・更新時に併せるなど、適切な除却実施時期について検討していきたいと考えている。	①
43	26	意見	160	5 財産管理・物品管理は適切に行われているか（北白土第一ポンプ場管理人舎の用途廃止について）	検討しているが未着手	北白土第一ポンプ場の管理については、平成20年度から民間委託としたため、それまで休日夜間の巡回点検を委嘱していた民間管理人のための宿舎が、使用されずに現在に至っている。宿舎の敷地は、今後、送水管の取替えが必要となった場合のポンプ等の仮設設備用地や、当該ポンプ場の改築・更新時の仮設設備用地として活用することを検討している。このため、宿舎を取り壊す必要性を認識しているが、取壊しには費用がかかることから、施設の改築・更新時に併せて用途廃止していく。	①

※「内容の検証」については、各課等から回答のあった「課題の整理と改善に向けた対応」を検証した結果、おおむね次のような状況であると整理したものの。

- ① 現時点で検討などが不十分である
- ② 現時点で検討などが進められている段階である
- ③ 担当課等で検討した結果、現状維持の方向に整理されている。

(2) 措置済（142件）の事案について

① 調査票による検証

包括外部監査の結果における指摘等に対して、措置を講じた旨の通知があった事案（142件）について、次の項目で調査を行った。

なお、回答課数については、未措置事案の回答課と重複している。また、事案のうち8件については、それぞれ2課が対象となっていることから、延べ150件となっている。

○ 指摘事項等の課内周知の有無（回答課数 36課等）

指摘事項等の周知状況について調査した結果は次表のとおりである。

選択肢		回答数	割合
ア	課員全員へ周知されている。	31	86.1%
イ	担当係員全員へ周知されている。	4	11.1%
ウ	担当係員全員へは周知されておらず、 担当係長へ伝えられている。	0	0.0%
エ	特に周知されていない。	0	0.0%
オ	その他	1	2.8%
	計	36	100.0%

「課員全員へ周知されている。」とした回答が31課（86.1%）、「担当係員全員へ周知されている」が4課（11.1%）となっており、一定の周知は図られている。

「その他」については、以下のとおり。

- ・ 庁内へ周知されている（財政課）

… 指摘を受けて、庁内への周知を図るため、各部等に対し通知文を送付したものの。

○ 周知の方法（回答課数 36課等：複数回答）

どのような方法で周知しているかについて調査した結果は次表のとおりである。

選択肢		回答数	割合
ア	口頭	2	5.1%
イ	電子メール	2	5.1%
ウ	紙文書の供覧	34	87.2%
エ	共有ドキュメント	0	0.0%
オ	その他	1	2.6%
	計	39	100.0%

「紙文書の供覧」とした回答が34課（87.2%）、「口頭」「電子メール」がそれぞれ2課（5.1%）となっている。

「その他」については、以下のとおり。

- ・ 部等の長宛に通知文を送付（財政課）
 - … 指摘を受けて、庁内への周知を図るため、各部等に対し通知文を送付したものの。

○ 周知の時期（回答課数 36課等）

いつ周知しているかについて調査した結果は次表のとおりである。

選択肢		回答数	割合
ア	結果報告を受けてただちに	34	94.4%
イ	措置について検討後	1	2.8%
ウ	その他	1	2.8%
	計	36	100.0%

「結果報告を受けてただちに」とした回答が34課（94.4%）、「措置について検討後」が1課（2.8%）となっている。

「その他」については、以下のとおり。

- ・ 平成28年5月19日付28職号外「包括外部監査結果に係る措置等の状況について（照会）」の回付時等（こどもみらい課）
 - … 包括外部監査の所管課である総務部職員課からの照会文書が回付された際に周知されたというもの。こどもみらい課は、平成27年度に新設された組織であり、周知の時期としては、いささか遅いと言わざるを得ない。

○ 講じた措置の課内周知の有無（回答事案 150件：複数回答）

講じた措置の課内での周知状況について調査した結果は次表のとおりである。

選択肢		回答数	割合
ア	課員全員へ周知されている。	127	84.1%
イ	担当係員全員へ周知されている。	20	13.2%
ウ	担当係員全員へは周知されておらず、担当係長へ伝えられている。	1	0.7%
エ	特に周知されていない。	0	0.0%
オ	その他	3	2.0%
	計	151	100.0%

「課員全員へ周知されている。」とした回答が127件（84.1%）、「担当係員全員へ周知されている」が20件（13.2%）、「担当係員全員へは周知されておらず、担当係長へ伝えられている」が1件（0.7%）となっている。

「その他」については、以下のとおり。

- ・ 庁内へ周知されている（財政課）
 - … 指摘を受けて、庁内への周知を図るため、各部等に対し通知文を送付したものの。
- ・ 各地区保健福祉センターに文書で周知した（保健福祉課）
 - … 出先機関に対しても周知を図ったもの。
- ・ 特殊勤務手当対象業務の民間委託化により入力作業がなくなった（生活排水対策室下水道事業課）
 - … 指摘等の対象事務を執行しなくなったもの。

○ 講じた措置の周知の方法（回答事案 150件：複数回答）

講じた措置をどのような方法で周知しているかについて調査した結果は次表のとおりである。

選択肢		回答数	割合
ア	口頭	3	2.0%
イ	電子メール	1	0.7%
ウ	紙文書の供覧	147	96.1%
エ	共有ドキュメント	0	0.0%
オ	その他	1	0.7%
	記載なし	1	0.7%
	計	153	100.0%

「紙文書の供覧」とした回答が147件（96.1%）、「口頭」が3件（2.0%）、「電子メール」が1件（0.7%）となっている。

「その他」については、以下のとおり。

- ・ 部等の長宛に通知文を送付（財政課）
 - … 指摘を受けて、庁内への周知を図るため、各部等に対し通知文を送付したものの。
- 「記載なし」については、以下のとおり。
 - ・ 特殊勤務手当対象業務の民間委託化により入力作業がなくなった（生活排水対策室下水道事業課）
 - … 指摘等の対象事務を執行しなくなったもの。

○ 講じた措置の周知の時期（回答事案 150件）

いつ周知しているかについて調査した結果は次表のとおりである。

選択肢		回答数	割合
ア	措置を講じてただちに	133	88.7%
イ	類似した事務についても整理した後	9	6.0%
ウ	その他	6	4.0%
	記載なし	2	1.3%
	計	150	100.0%

「措置を講じてただちに」とした回答が133件（88.7%）、「類似した事務についても整理した後」が9件（6.0%）となっている。

「その他」については、以下のとおり。

- ・ 措置を講じる以前において、起案書の回覧により実施（観光事業課 3件）
- ・ 平成28年 5月19日付28職号外「包括外部監査結果に係る措置等の状況について（照会）」の回付時等（こどもみらい課）
 - … 包括外部監査の所管課である総務部職員課からの照会文書が回付された際に周知されたというもの。こどもみらい課は、平成27年度に新設された組織であり、周知の時期としては、いささか遅いと言わざるを得ない。
- ・ 学芸員の配置について、事実確認の結果、4名配置された事実はなかった（生涯学習課）
 - … 事実確認の結果、指摘された事項と事実が異なると整理したもの
- ・ 措置不要として整理後（税務課）
 - … 検討の結果、措置不要として整理したもの。（詳細は、P41 No.104）

「記載なし」については、以下のとおり。

- ・ 特殊勤務手当対象業務の民間委託化により入力作業がなくなった（生活排水対策室下水道事業課）
 - … 指摘等の対象事務を執行しなくなったもの。
- ・ 工事竣工に伴い仮設貯水槽を撤去したため（水道局総務課）
 - … 指摘等の対象事案がなくなったもの。

また、指摘された事項について改善を図るばかりでなく、同じような事務についても確認し改善を図っているかについて調査した。

○ 指摘事項との類似事務等の有無（回答事案 150件）

類似した事務の有無について確認しているかについて調査した結果は次表のとおりである。

選択肢		回答数	割合
ア	確認した結果、類似した事務があった	27	18.0%
イ	確認した結果、類似した事務はなかった	123	82.0%
ウ	確認していない	0	0.0%
	計	150	100.0%

「類似した事務はなかった」とした回答が123件（82.0%）、「類似した事務があった」が27件（18.0%）となっている。

○ **類似事務等の処理**（回答事案 27件）

上記の設問で「類似した事務があった」と回答した案件について、当該事務の処理は適切になされていたかについて調査した結果は次表のとおりである。

選択肢		回答数	割合
ア	確認した結果、適切になされていた	26	96.3%
イ	確認した結果、当該事務においても措置を講じる必要があった	1	3.7%
	計	27	100.0%

「適切になされていた」とした回答が26件（96.3%）、「措置を講じる必要があった」が1件（3.7%）となっている。

指摘された事項について改善を図ることは当然であるが、同じような事務がないかどうかを自ら確認し、それらの事務が、指摘に照らして適正に処理されているかどうかを検証することも重要と考えられる。

○ **講じた措置の効果と影響の検証**（回答事案 150件）

措置を講じたことによる効果及び影響を検証しているかについて調査した結果は次表のとおりである。

選択肢		回答数	割合
ア	検証している	86	57.3%
イ	検証していない	62	41.3%
	記載なし	2	1.3%
	計	150	100.0%

「検証している」とした回答が86件（57.3%）、「検証していない」が62件（41.3%）となっている。

「記載なし」については、以下のとおり。

- ・ 検討の結果、措置不要として整理した（税務課）（詳細は、P 41 No.104）
- ・ 特殊勤務手当対象業務の民間委託化により入力作業がなくなった（生活排水対策室下水道事業課）
 - … 指摘等の対象事務を執行しなくなったもの。

「検証している」とされた事案については、その内容について自由記載による回答を求めた。

その主な例は、以下のとおりである。（なお、項目ごとの番号は、P 7～P 13「調査対象部局一覧（措置済事案）」の番号である。）

(No. 8) 毎年度、施設所管課による施設管理状況の評価を実施することにより、各施設においても、市に提出する報告書、アンケート調査結果及び施設利用者の苦情・意見等の受付・対応等について総合的に自己評価（点検）できるようになった。

(No. 9) 書面だけでは確認できない指定管理者候補者の考え方等について確認することができるため、より適切な指定管理者の選定ができていたものとする。

(No.14) 消滅時効が経過している債権について不納欠損処分を行うことにより、適正に管理すべき債権を整理することができたほか、改めて適正な債権管理に係る事務処理についても見直すことができた。

(No.38) 水道管緊急修繕業務委託契約書に添付されている「業務委託仕様書」第14条で、受注業者は修繕工事完了後、漏水修繕報告書を提出するよう定めている。

当該仕様書を受注業者に提示することで、修繕工事完了後の漏水修繕報告書の提出が徹底された。

(No.81) 平成25年度より、被災児童生徒の就学援助についても所得制限を設け、経済状況も踏まえて支給の可否を判断することとした。

その結果、支給対象者は、2,647名（平成24年度）から1,655名（平成25年度）へ絞り込まれ、講じた措置の効果が見られたところである。

(No.92) 平成25年7月17日付けで、「いわき市契約等に係る暴力団の排除に関する要綱」を遵守した委託契約書の締結の徹底について庁内周知を図ったところである。

また、各部等が発注する業務委託に係る契約事務の状況については、市の定期監査の結果を確認しながら、必要に応じて適正な事務執行について庁内周知を図っているところである。

(No.101) 平成25年度において「随意契約に関する事務執行のための指針」を策定し、一者随契における契約の公平性や妥当性を担保するにあたっての留意点を庁内に示すとともに、平成26・27年度において庁内各部署の随意契約を対象とした「役務的業務委託に係るフォローアップ審査」を実施し、当該指針に則した事務が行われているか確認したところである。

フォローアップ審査の結果、当該指針に則していない契約案件については契約担当部署に助言を行うとともに、不適切な事例として庁内周知を図り、より一層

適正な事務執行の確保を図ったところである。

(No.112) 平成26年度及び平成27年度に催告状を送付した結果、それぞれ前年度に比べ、現年度分の収入未済額が減少し、また過年度分の収入については増加しており、一定の効果はあったと思われる。

(No.122) 今年度新設した債権管理室において、全庁一体となった債権管理の適正化と未収債権の縮減に向けた「いわき市債権管理基本方針」の策定を進めるなど、外部監査人の意見に則った取り組みがなされているものとする。

(No.127) 契約に係る公表の際には、複数人員で内容の確認がなされ、公表後においても公表すべき内容が適正に局ホームページに掲載されているかについてモニタリングされている。

また、随意契約の相手方とした理由の公表内容について、他市の公表理由を参考に見直しを行い、シルバー人材センターを契約の相手方とする適正な理由の公表を行っている。

(No.134) USBメモリ等のたな卸は実施しているものの、書類等の整理が不十分であったことから、たな卸実施に関する簿冊の整理を行った。

書類に残すことにより、USBメモリ等の保管場所等を再確認することができ、情報セキュリティ対策の更なる強化が図られた。

(No.139) 屋外に置いていた発電機について、利用可能な部品を取外し屋内保管とし、利用出来ないものは処分したことから、適切に保管されている。

「検証していない」とされた事案については、講じた措置の内容が、書類の記載不備を修正したものや書類の整理不備を改善したというものが多かった。

また、次のとおり、講じた措置の効果の検証に期間を要するというものもあった。

(No.34) 平成28年度から美術館の所管は教育委員会から市長部局にうつり、アリオスとともに文化スポーツ室の所管とする措置を講じているが、それ以前から連携の事業等を行われてきており、体制を変えたことによるその効果と影響等についてはまだ見えにくい状況にある。

各課等においては、指摘等に対して講じた措置が、一時的な対応で終わってしまわないよう、講じた措置について、その効果や影響を検証していく必要がある。

○ 指摘事項等に係るマニュアル等の作成・再発防止策について（回答事案 150件）

継続的な取り組みとして、類似した事務も含めて講じた再発防止策（マニュアル等の作成）等があるか、自由記載による回答を求めた。

選択肢		回答数	割合
ア	再発防止策等を講じている	91	60.7%
イ	記載なし	59	39.3%
	計	150	100.0%

「再発防止策等を講じている」とした回答が91件（60.7%）であった。記載のなかった事案については、書類の不備に対する指摘や震災に起因する事務の指摘、施設のあり方に対する意見などが多かった。

講じられた再発防止策等の主な例は、以下のとおりである。

- (No.8) 「いわき市指定管理者制度に関する基本方針」及び「いわき市指定管理者制度に関する事務処理要領」に基づく施設管理状況評価票により、毎年度、施設所管課による施設管理状況の評価を実施している。
- (No.20、No.21、No.87～No.89) 当該指摘事項を含め、順守すべき事項を取りまとめたファイルを作成し、職員が容易に閲覧できる場所へ保管しているとともに、発注・契約時等には、その都度これらに照らし合わせることで、適正な事務処理等と再発防止を徹底している。
- (No.27) 当該業務については複数年契約が望ましいため、現在は市の基準により債務負担行為を設定し、平成26年度から2年契約としている。
- (No.33) 学校事務職員向けのマニュアル「学校備品管理事務の手引き」に、毎年備品の照合を行うよう規定し、記載した。
- (No.35) 施工業者に対し、施工管理の観点から舗装取り壊し・掘削においては矩形に施工するよう監督指導を行っている。
なお、やむを得ず矩形に施工できない（非取壊し・非掘削部分が残る）場合は施工内容を確認し適宜土量計算を補正し数量を算出するよう周知徹底している。
- (No.57、No.93) 「いわき市発注工事における現場代理人の常駐義務緩和に関する運用基準」を策定し、対象工事や兼務できる条件等について明確にすることにより、制度の適正な運用を図っている。
- (No.86) 毎年度、アンケート調査を実施し、参加者の苦情、意見等をくみ上げ、次年度以降の取組に反映することで、事業に対する満足度の向上を図っているところである。
- (No.92) 「役務的業務委託に関する契約事務の指針」において「いわき市契約等に係る暴力団の排除に関する要綱」を遵守した委託契約書の締結について示すとともに、毎年度において実施している職員を対象とした契約実務研修の中で周知し、職員の理解向上を図っている。
- (No.101) 「随意契約に関する事務執行のための指針」の庁内周知を図るとともに、併せて毎年度において実施している職員を対象とした契約実務研修の中で、特命随意契約に係る事務執行上の留意点について解説し、職員の理解向上を図っている。

(No.104) 滞納者が滞納処分をすることができる財産がないときや、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させる恐れがある場合等に、地方税法第15条の7に基づき、滞納処分の執行停止を行っており、その後、差押すべき財産が発見された場合は、同法第15条の8に基づいてこれを取り消し、差押えを実施するなど、適正な徴収に努めている。

なお、滞納処分の執行停止については、税務課にて作成している「徴収マニュアル」に掲載し、共通認識のもと、事務を執行している。

(No.105) 住宅の明渡し等に関する訴訟基準は設けているが、滞納家賃等の回収については、今後、全庁的な債権管理の手順等を定めたマニュアルを債権管理室で整備することから、それを受け個別のマニュアルを策定することとしており、適正な公営住宅の管理・運営を図っていくこととしている。

(No.114) 本件は、本市が中核市に移行する際に福島県から引き継いだ事案だが、このような生活環境に甚大な影響を及ぼす大規模な廃棄物の不適正処理事案等が発生しないよう、産業廃棄物処分業者等への立入調査の実施や、産業廃棄物適正処理監視指導員（警察OB）を配置したパトロール・指導の実施等により適正処理の推進に努めている。

なお、債権保全に向けた取り組みについては、平成28年度に新設された債権管理室と連携しながら取り組んでいきたい。

(No.134) 水道局においては、平成22年度以降、USBメモリ等は、経営企画課で一括管理しており、個人所有のUSBメモリ等の使用を一切禁止している。

毎年「情報セキュリティ研修」を局内全職員を対象に実施しており、個人が所有しているUSBメモリ等の使用禁止について周知徹底を図っている。

○ 再発防止策等の課内周知（回答事案 91件：複数回答）

再発防止策等の課内での周知状況について調査した結果は次表のとおりである。

選択肢		回答数	割合
ア	課員全員へ周知されている。	65	70.7%
イ	担当係員全員へ周知されている。	24	26.1%
ウ	担当係員全員へは周知されておらず、担当係長へ伝えられている。	1	1.1%
エ	特に周知されていない。	0	0.0%
オ	その他	2	2.2%
	計	92	100.0%

「課員全員へ周知されている」とした回答が65件（70.7%）、「担当係員全員へ周知されている」が24件（26.1%）、「担当係員全員へは周知されておらず、担当係長へ伝えられている」が1件（1.1%）となっている。

「その他」については、以下のとおり。

- ・ マニュアルに基づき、適正な徴収に努めている（税務課）
- ・ 各地区保健福祉センターに文書で周知を図った（保健福祉課）

○ 再発防止策等の有効性についての検証（回答事案 91件）

再発防止策等の有効性を検証しているかについて調査した結果は次表のとおりである。

選択肢		回答数	割合
ア	検証している	58	63.7%
イ	検証していない	33	36.3%
	計	91	100.0%

「検証している」とした回答が58件（63.7%）、「検証していない」が33件（36.3%）となっている。「検証していない」事案については、再発防止策等が確認体制の強化等であるものが多かった。

「検証している」とされた事案については、その内容について自由記載による回答を求めた。

主な例は、以下のとおりである。

(No.8) モニタリングに用いる評価票及び記入要領における評価項目等の設定により、画一的な対応が図られるようになったことに加え、評価結果を市ホームページにより公表するなど、施設の適正な管理の確保及び施設利用者の満足度の向上が図られているものとする。

(No.20、No.21) 再発実績がないとともに、課内意識の統一及び継承が図られ、より精度の高い発注図書の作成が図られるようになった。

(No.35) 工事精算書と施工結果との土工量等に相違が生じていない。

(No.57、No.93) 運用基準の整備により、各工事担当部署において事務手続きの統一が図られ、迅速かつ適正な制度運用が可能となった。

(No.86) 事業に対する満足度の向上を図ることで、参加人数の確保につながっている。

(No.87～No.89) 再発実績がないとともに、実情に応じた有効な打ち合わせ手法や回数の設定が図られるようになった。以後も指摘等の情報を共有・継承し、継続的に課内意識の統一を推進していく。

(No.92) 契約課において、測量・調査・設計委託の契約締結の際に、概ね暴力団排除条項が記載されていることを確認している。各部等が発注する業務委託については、定期監査の結果等により事務取扱の状況を確認している。

(No.101) 「役務的業務委託に係るフォローアップ審査」を定期的実施することにより、

特命随契に係る事務執行上の問題点を確認することとしている。

(No.105) 滞納家賃等の債権管理に関してマニュアルを策定することにより、適正な債権管理を図ることとする。

(No.114) 廃棄物の適正処理推進に向けた取組みの結果、本市が中核市に移行して以来、本件のように措置命令を発し行政代執行に至るような生活環境に甚大な影響を及ぼす廃棄物不適正処理事案等は発生していない。

(No.134) 平成22年度より、USBメモリ等は経営企画課で一括管理することになったことにより、平成22年度以降は、情報セキュリティ事案に関する重大な問題は発生していない。

指摘等への措置が一時的な対応で終わらないよう、特に重要なものについてはマニュアル等を作成して引き継ぐなどの運用が必要であるとともに、これら再発防止策を講じた際には、その対策が有用であるかどうかを常に検証していくことが求められる。

② 措置通知に係る検証

これまでに提出された措置通知について、講じた措置として記載された内容は十分であるか確認を行ったところ、次のような内容のものが見受けられた。

○ 講じた措置の内容が具体性に欠けると思われる例

(No.120) 下水道事業に係る債権について（平成25年度）
〔指摘〕 地方税の滞納処分と同様に、裁判手続きによらず自力の強制執行権を有しているにもかかわらず、下水道使用料及び受益者負担金については、これまで、給与差押等の強制執行を実施していない。 督促に応じない滞納者については、現況を確認し、収入の状況に応じて強制執行による回収を図るべきである。
〔講じた措置の内容〕 債権の回収につきましては、市民負担の公平性を確保する観点から、重要であると認識しており、今後、さらに強制執行を含めた滞納整理の体制の充実を図ってまいります。（排水対策課）（平成27年1月26日措置通知）

この内容では、具体的にどのような措置を講じたのかが判然としないが、今回の調査により、その後の対応を確認することができた。

〔指摘事項等に係る再発防止策：調査票より〕 現在、債権管理室が策定作業を進めている「市債権管理基本方針」に基づき、市全体での統一的な取り扱いを行っていくこととする。（生活排水対策室経営企画課）

平成28年度に新設された債権管理室が、市の債権の効率的かつ効果的な徴収体制の整備に向けて今後実施すべき具体的な取組み、適切な債権管理に統一的に取り組むための事務手順、手続きのルールなどを示す「いわき市債権管理基本方針」を策定（平成28年12月）したことにより、市の債権回収に向けた体制の構築が図られたといえる。

○ 講じた措置の内容は具体的だが、「図る」等の表現にとどまっている例

(No.47) 漏水の減免措置について（平成23年度）
〔指摘〕 今後、今回の震災による状況を反映した（市水道局緊急修繕工事取扱）要綱に改訂が必要である。 また、承認責任を明確にするために免除承認過程の文書化が必要である。
〔講じた措置の内容〕 今後、震災時の状況を反映した要綱の改定を検討し、事務の適正執行に努めます。また、今回の件に関する承認責任を明確化するため、免除承認過程の文書化を図ります。（水道局給水課）（平成25年2月5日措置通知）

ここには、要綱の改定、免除承認過程の文書化といった具体的な内容が記載されているものの、「検討する」「図る」といった表現にとどまっているため、実際に、その措置が講じられるのかといった確実性に欠ける。

そこで、その後の対応について、個別調査により確認した。

個別調査の結果については、「2 個別検討事項 (1) 工事費用等の減免について」のとおり。

なお、市の監査委員が行う定期監査等については、指摘事項を受けて講じた措置の通知に対する取扱いについて、次のとおり定めているので、参考にされたい。

〔監査結果に係る措置の通知について〕（※ 抜粋）

2 措置通知について

- (3) 遡及しての是正改善が不可能な事務処理で、かつ、指摘された事務処理が年に数回程度の頻度で実施されるため、措置通知の期限までに実施されないものであっても、当該事務処理に関して担当部局としての改善方策が決定している場合は、その改善方策及び実施予定時期を通知することとする。

この場合において、当該案件については、措置に準じて取り扱うこととし、実際に改善措置が実施された際における再度の通知は不要とする。

また、定期監査等においては、前回監査で指摘のあった事項については、次回監査時において改善されていることを確認する等、フォローアップも行っている。

○ さかのぼって措置できないため、「今後は」という表記にとどまっている例

(No.74) 道路災害復旧測量調査設計委託及び道路災害復旧設計委託について（平成23年度）
〔指摘〕 「成果品整理とりまとめ代」支出は、各社設計最終段階のとりまとめ代であり、特定の道路設計にかかるものではないので、この業務委託に含めるべきではなく、それが必要であれば承認を得た上で、別契約で支出すべきものである。
〔講じた措置の内容〕 各社設計業務取りまとめ代を含む業務委託につきましては、東日本大震災に起因する業務のため、指摘以降、同様の委託はしておりません。 今後、同様の業務委託が必要となる場合には、別契約とするよう留意してまいります。（道路管理課）（平成27年1月26日措置通知）

このほかにも、東日本大震災に起因する業務については、その後、同様の事態は発生していないが、有事の際には、適切に対応していくという内容が多くみられた。

(No.21) 湯本第三中学校屋内運動場北側駐車場舗装工事の設計額算定誤りについて（平成22年度）
〔指摘〕 設計金額を積算するに当たり、契約保証料を受け入れる条件であるにもかかわらず、契約保証率の補正を失念して計算していた。
〔講じた措置の内容〕 今後は十分に注意し、適切に執行いたします。（教育委員会事務局総務課）（平成24年1月24日措置通知）

当該工事そのものについては、さかのぼって対応できないものの、工事の設計業務については経常的に発生する事務であることから、今回の調査により、その後の対応を確認した。

〔講じた措置の効果等の検証：調査票より〕 指摘以降、設計者はもとより検算者、決裁者において、より慎重に注視するよう継続して徹底が図られている。（施設整備課）

[指摘事項等に係る再発防止策：調査票より]

当該指摘事項を含め、順守すべき事項を取りまとめたファイルを作成し、職員が容易に閲覧できる場所へ保管しているとともに、発注・契約時等には、その都度これらに照らし合わせることで、適正な事務処理等と再発防止を徹底している。(施設整備課)

順守事項ファイルの作成・閲覧等により適正な事務処理に努めていることが調査票によって確認できたものの、措置通知の段階で、こうした具体的な内容の記載がされるべきであった。

(No.72) 道路災害復旧測量調査設計委託及び道路災害復旧設計委託について（平成23年度）

[指摘]

書類間で工期が着工日あるいは完了日と不一致のもの。

- ・ 市道小島町17号線外 実態に即した日付を完了報告日とする必要がある。
- ・ 市道番匠地・下馬場線外 実態に即した日付を契約日とする必要がある。

[講じた措置の内容]

今回、任意で提出を受けた作業日報について、別工事・別作業の日報が紛れ込んでいたものと考えられますが、今後は、業務内容及び工事期間等を十分に精査・確認してまいります。(道路管理課)（平成25年2月5日措置通知）

当該委託そのものについては、さかのぼって対応できないものの、委託業務については経常的に発生する事務であることから、その後の対応について、個別調査により確認した。

個別調査の結果については、「2 個別検討事項 (2) 道路応急対策業務委託について」のとおり。

○ 講じた措置の内容が監査人の指摘等の趣旨とずれている可能性がある例

(No.33) 学校用備品の管理について（平成22年度）

[指摘]

小学校及び中学校の備品についても、市の財産であり、その管理において、備品の実査は基本である。備品の実査を規定化し、管理を適正に行っていくことが必要である。

〔講じた措置の内容〕

いわき市財務規則に基づき、備品の現物実査を行いました。(学校教育課) (平成24年1月24日措置通知)

監査人の指摘の趣旨は、管理を適正に行っていくために、備品の実査を規定化することである。備品の実査を行ったことは認められるが、それが一時的な対応で終わらないようにするための仕組みづくりが重要であるため、今回の調査により、その後の対応を確認した。

〔指摘事項等に係る再発防止策：調査票より〕

学校事務職員向けのマニュアル「学校備品管理事務の手引き」に、毎年備品の照合を行うよう規定し、記載した。(学校支援課)

毎年の備品照合を規定化したことが調査票によって確認できたものの、措置通知の段階で、こうした具体的な内容の記載がされるべきであった。

○ 検討した結果、監査人の意見等とは異なる方向で整理されている例

(No.104) 東日本大震災に伴う市税の不納欠損処理について (平成25年度)

〔意見〕

市では、東日本大震災により固定資産について一定規模以上の損害を受けた者に対し、震災被災者に対応した滞納処分の執行停止基準を設けた上で、震災以前の滞納税分についても執行停止を行っている。

市として、震災により多大な損失を受けた市民について、生活再建を優先するための措置としているが、固定資産に対しての損害を理由に、金融資産等に対する調査が不十分なままでの滞納処分の執行停止を実施した状況は、公平性の観点から疑問が生じる。

〔講じた措置の内容〕

滞納者が滞納処分をすることができる財産がないときや、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させる恐れがある場合等に地方税法第15条の7に基づき、滞納処分の執行停止を行っております。

東日本大震災につきましては、津波被害、直下型地震による建物の損壊など、未曾有の大災害であり、その居宅等が被害を被った者について、滞納処分の執行停止を行ったもので、このうち、納付困難と思慮される滞納税の一部を即時消滅扱いとし、それ以外については、直ちに納税義務を消滅させるものではなく、滞納処分の執行停止後も催告等を継続して行うとともに、差押すべき財産が発見さ

れた場合は、同法第15条の8に基づいてこれを取り消し、差押えを実施するなど、適正な徴収に努めております。(税務課) (平成28年10月11日措置通知)

(No.118) 母子寡婦福祉資金貸付金について (平成25年度)	
[意見]	
<p>母子寡婦福祉資金貸付金の貸付に際しては、事前に審査会による審査が実施されており、返済の計画性によっては否決されている事例もあるとの回答を得ている。しかしながら、実態としては、収入未済額は年々増加傾向にあり、また、一度も償還することなく長期にわたり延滞に陥る者も発生している。</p> <p>市財政の健全化及び審査の実効性を確保する観点から、外部の有識者等を審査に加えることを検討すべきである。</p>	
[講じた措置の内容]	
<p>本事業はひとり親家庭といった経済的弱者の方向けの福祉資金であることから、福祉行政に携わっている保健福祉センター職員等での審査が適切であると考え、実施しているところです。</p> <p>なお、収入未済額の解消に向けては、貸付金の貸付・収納業務を行う母子・父子自立支援員を設置するほか、さらに未収金の回収を行っている母子父子寡婦福祉資金貸付事業協力員を設置し、債権回収に努めております。(こども家庭課) (平成28年10月11日措置通知)</p>	

包括外部監査における結果は、おおむね、次のような区分で述べられている。

区分	内容
指摘事項	現在の法令等に照らして違反又は不当と監査人が判断した事項
意見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が、改善を要すると判断した事項又は検討を要すると判断した事項

(平成26年度包括外部監査結果報告書より)

区分のうち意見については、指摘事項には該当しないが、監査人が、改善を要すると判断した事項又は検討を要すると判断した事項であり、これに対しては、検討の結果、措置が困難であると判断されることも考えられる。

このような場合には、措置が困難であると判断した理由及び今後の対応について通知することで、監査人の意見に対する市としての対応を明らかにすることが望ましい。

2 個別検討事項

措置済事案142件のうち、「調査票の回答内容のみでは措置の実態が把握出来なかったため実査が必要であると判断した事案」、「経常的に同様の事務が発生していると判断した事案」、「同様の指摘が多いと判断した事案」について、個別に追跡調査を実施した。

・抽出事案

収入事務1件（指摘2件）、契約事務1件（指摘6件）、財産管理事務1件（指摘4件）、債権管理事務1件（指摘5件）

(1) 工事費用等の減免について（収入事務 指摘2件）

（平成25年2月5日措置通知）

No.	年度	頁	指摘項目	担当課	措置通知内容
44	23	41	(6) 工事費用の減免について 今回の震災では、住所地から他所に長期避難している利用者も多く、漏れなく提出を受けることが困難であることから、水道局独自の判断により、（工事費）免除申請書の提出を不要としているが、（市水道事業給水）条例に反する取扱いをすることについて事後的な承認を受けるほか、利用者負担を特例的に免除する旨を十分に利用者に広報することが必要と思われる。	水道局 南部工事事務所	今回の場合、避難しているため連絡がとれない個人の宅内漏水については、周辺地区の水量水圧を改善するためには放置できず、申請なしでも水道局で修繕を行ったものです。 指摘内容を十分検討し、今後、今回のような災害等が発生した場合の工事費の減免について、要綱の改訂等の対応を図ります。
47	23	48	(9) 漏水の減免措置について 今後、今回の震災による状況を反映した（市水道局緊急修繕工事取扱）要綱に改訂が必要である。 また、承認責任を明確化するために免除承認過程の文書化が必要である。	水道局 工務課	今後、震災時の状況を反映した要綱の改定を検討し、事務の適正執行に努めます。 また、今回の件に関する承認責任を明確化するため、免除承認過程の文書化を図ります。

① 実査（平成29年1月10日）

工事費用の減免及び漏水の減免措置について、「いわき市水道局緊急修繕工事取扱要綱」の改訂内容を確認するとともに、聞き取り調査を行った。

なお、工事費用の減免については、水道局南部工事事務所に対しての指摘事項であったが、要綱の改訂等が含まれるため、工務課への聞き取りを実施した。

要綱において、工事費用の免除については、次のとおり定めている。

(工事費用の免除)

第10条 管理者は、公道部分を除くメーターまでの間の給水装置の修繕工事のうち次の各号に掲げるものを除いたものについては、条例第24条第3項の規定にかかわらず、条例第37条の規定を適用して、その工事に要する費用の一部または全部を免除することができる。

- (1) 自然漏水以外の給水装置修繕工事
- (2) 公共施設の給水装置修繕工事
- (3) メーター口径が30ミリメートル以上の給水装置の修繕工事
- (4) 事業所等の同一敷地内において、メーター口径が30ミリメートル以上のものの上流から分岐した給水装置の修繕工事

2 前項の規定による免除を受けようとする者は、給水装置緊急修繕工事申込件工事費免除申請書（第7号様式）を管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、前項の申請書の提出があつた場合は、必要な調査を行い、免除すべきものと認めるときは、給水装置緊急修繕工事費免除決定通知書（第8号様式）を当該申請者に通知するものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、管理者が特別の理由があると認めるときは、給水装置緊急修繕工事申込兼工事費免除申請書の提出及び給水装置緊急修繕工事費免除決定通知書による通知を省略することができる。

ア 要綱を確認したところ、指摘を受けた後に第10条第4項の規定が追加されており、特別な理由があると認めるときは工事費用の減免手続きを省略することが出来るとしている。

なお、要綱改定後における該当事案は発生していない。

イ 工事費用の減免について、「事後的な承認を受けるほか、利用者負担を特例的に免除する旨を十分に利用者に広報することが必要と思われる」との指摘に対する対応については、「特別の理由により免除申請書の提出を省略する場合には、管理者決裁とし、利用者負担を特例的に免除する旨を十分に利用者に広報することとする」ことを口頭にて確認した。

ウ 漏水の減免措置について、「承認責任を明確化するために免除承認過程の文書化が必要である」との指摘に対する対応については、「特別の理由により免除申請書の提出を省略する場合には承認責任を明確化するために、免除承認過程の文書化を図り管理者決裁とする。」ことを口頭にて確認した。

② 調査票2の回答（平成28年11月4日提出）について

ア 講じた措置の情報共有について

- ・ 工務課
措置を講じてからただちに、紙文書の供覧により課内全員に周知されている。
- ・ 南部工事事務所
類似した事務についても整理した後、紙文書の供覧により所内全員に周知されている。

イ 指摘事項との類似事務について

- ・ 工務課
漏水の減免措置について、類似した事務は発生していない。
- ・ 南部工事事務所
工事費用の減免について、類似した事務が発生しており、適切に処理がなされていた。

ウ 講じた措置の効果と影響について

工務課において、措置を講じたことによる効果及び影響について検証している。検証の内容については、以下のとおり回答を得た。

「水道局緊急修繕工事取扱要綱」を改定し大規模災害時の事務取扱について明記し、事務取扱の運用基準を定めることで南部工事事務所を含む水道局全体で事務の適正な執行を行えるようになった。

エ 講じた再発防止策等について

工務課において、今後の継続的な取組みとして講じた再発防止策等については、以下のとおり回答を得た。

「水道局緊急修繕工事取扱要綱」を改定し大規模災害時の事務取扱について明記し、さらに事務取扱の運用基準を定め南部工事事務所を含む水道局全体に周知した。

オ 講じた再発防止策等の有効性について

工務課において、再発防止策の有効性について検証した内容については、以下のとおり回答を得た。

「水道局緊急修繕工事取扱要綱」を改定し大規模災害時の事務取扱について明記し、事務取扱の運用基準を定めることで南部工事事務所を含む水道局全体で事務の適正な執行を行えるようになっている。

(2) 道路応急対策業務委託について（契約事務 指摘6件）

（平成25年2月5日措置通知）

No.	年度	頁	指摘項目	担当課	措置通知内容
69	23	81	<p>(5) その他道路工事に係る事項 1 道路応急対策業務委託及び道路災害復旧業務委託の個別事項について</p> <p>① 書類の整理に不備があるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・No18 市道新町前・磐堰線外 <p>今回の監査中、工事台帳が行方不明であり提出されなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・No126 市道西原・菅谷線外 ・No127 市道馬場・八幡線外 <p>No126とNo127では工事写真が逆に入っていた。</p>	道路管理課	<p>監査の時点では、他の発注書類の中に工事台帳が紛れ込んでおり、提出できませんでしたが、その後、整理を行い、書類を調べています。</p> <p>今後は、書類管理に留意してまいります。</p>
70	23	81	<p>(5) その他道路工事に係る事項 1 道路応急対策業務委託及び道路災害復旧業務委託の個別事項について</p> <p>② 書類の記載に不備があるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・No113 市道下平窪・鎌田線外 <p>着手届の金額記載について契約書金額9,870千円とすべきところ誤って8,830千円と記載されていた。</p>	道路管理課	<p>着工届の記載金額の誤りについて、訂正しました。</p> <p>指摘後は、書類のチェックを強化しています。</p>

No.	年度	頁	指摘項目	担当課	措置通知内容
71	23	82	<p>(5) その他道路工事に係る事項 1 道路応急対策業務委託及び道路災害復旧業務委託の個別事項について ③ 書類の資料に不備があるもの</p> <p>・No128 市道内郷・平線外内郷・平線1,480千円他工事写真が含まれていないものがある。 工事写真は支出の根拠資料であり、それが見当たらないことは問題である。</p>	道路管理課	<p>枝路線については、一部写真の添付を省略し、代表路線とともに現地を確認して完了を確認しています。 今後は、提出書類の指導に留意してまいります。</p>
72	23	82	<p>(5) その他道路工事に係る事項 1 道路応急対策業務委託及び道路災害復旧業務委託の個別事項について ④ 書類間で工期が着工日あるいは完了日と不一致のもの</p> <p>・No115 市道小島町17号線外 実態に即した日付を完了報告日とする必要がある。 ・No122 市道番匠地・下馬場線外 実態に即した日付を契約日とする必要がある。</p>	道路管理課	<p>今回、任意で提出を受けた作業日報について、別工事・別作業の日報が紛れ込んでいたものと考えられますが、今後は、業務内容及び工事期間等を十分に精査・確認してまいります。</p>
73	23	82	<p>(5) その他道路工事に係る事項 2 道路災害復旧測量調査設計委託及び道路災害復旧設計委託の個別事項について ① 書類の記載に不備があるもの</p> <p>・No47 梅ヶ丘13号線外 委託業者からの引渡書について引渡日が未記入となっていた。 委託業者の失念と考えられるが、書類チェック時に記入を催促する必要がある。</p>	道路管理課	<p>引渡書に引渡日を記入しました。 指摘後は、書類の確認を強化しています。</p>

No.	年度	頁	指摘項目	担当課	措置通知内容
75	23	83	(5) その他道路工事に係る事項 3 道路応急対策業務委託及び道路災害復旧業務委託の概算設計の工事内訳について 今回は概算設計書作成において緊急対応のため業者主導となったためと推測される。今後は緊急時においても（工事内訳書）記載に統一をもつことが必要である。	道路管理課	今後は、業者主導の概略設計書の引用と誤解されないよう、小規模な工事においても、可能な限り公共土木積算基準に基き、チェック機能を働かせながら、適切な工事内訳書により発注できるよう見直します。

① 実査（平成29年1月12日）

指摘された業務委託は既に完了していることから、改善状況については、平成27年度の道路応急対策業務委託8件を調査した。

同業務委託については、平成27年7月16日に発生した大雨及び平成27年9月10日に発生した台風の被害によるもので、予算については予備費から充当している。

なお、調査した件数全てにおいて、指摘事項が改善されていることを確認した。

【調査例】

ア 高部・城木線道路応急対策業務委託

a 契約方法

随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号適用）

【随意契約の具体的理由】

平成27年7月16日に発生した大雨により被害を受けた同路線について、二次被害の未然防止を図るため、早期に復旧する必要があることから、現場に近く即時対応可能な業者と随意契約により実施したい。

b 契約締結日

平成27年7月16日

・業務着手届の提出

平成27年7月16日

c 契約工期

平成27年7月16日～平成27年8月31日

・業務完了報告書の提出

平成27年8月31日（完了確認 平成27年9月4日）

- ・概算設計書において、工事内訳書が適切に記載されていた。
- ・着手届について、金額等が正確に記載されていた。
- ・着手届について、着手日が契約日であることを確認した。

- ・ 工事写真が整理されていた。
- ・ 業務完了報告書について、完了日が契約書の委託期間内であることを確認した。
- ・ 引渡書に引渡日が正確に記入されていた。

イ 下市萱・差塩線道路応急対策業務委託

a 契約方法

随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号適用）

【随意契約の具体的理由】

平成27年9月10～11日に発生した台風18号により被害を受けた同路線について、二次被害の未然防止を図るため、早期に復旧する必要があることから、現場に近く即時対応可能な業者と随意契約により実施したい。

b 契約締結日

平成27年9月11日

- ・ 業務着手届の提出

平成27年9月11日

c 契約工期

平成27年9月11日～平成27年11月20日

- ・ 業務完了報告書の提出

平成27年11月20日（完了確認 平成27年11月20日）

- ・ 概算設計書において、工事内訳書が適切に記載されていた。
- ・ 着手届について、金額等が正確に記載されていた。
- ・ 着手届について、着手日が契約日であることを確認した。
- ・ 工事写真が整理されていた。
- ・ 業務完了報告書について、完了日が契約書の委託期間内であることを確認した。
- ・ 引渡書に引渡日が正確に記入されていた。

② 調査票2の回答（平成28年11月4日提出）について

ア 講じた措置の情報共有について

措置を講じてからただちに、紙文書の供覧により、課内全員へ周知されている。

イ 指摘事項との類似事務について

原課において、指摘された年度については他に類似した事務がないことを確認している。

ウ 講じた措置の効果と影響について
措置を講じたことによる効果及び影響については検証されていない。

エ 講じた再発防止策等について
再発防止策等については講じられていない。

(3) 財産管理・物品管理（水道局）について（財産管理事務 指摘4件）

（平成28年1月22日措置通知）

No.	年度	頁	指摘項目	担当課	措置通知内容
130	26	78	<p>5 財産管理・物品管理は適切に行われているか （久之浜浄水場における固定資産台帳の不備について）</p> <p>固定資産台帳に登録誤りがある。 資産の実態に合わせて、固定資産台帳を修正すべきである。</p>	水道局 総務課	<p>固定資産台帳を修正しました。 今後は、記載誤り等のないよう、適正な事務執行に努めて参ります。</p>
131	26	78	<p>5 財産管理・物品管理は適切に行われているか （大和ポンプ場流量計（メーター）の固定資産台帳の転用未処理について）</p> <p>再利用した一般家庭用の流量計（メーター）について、貯蔵品から固定資産への転用処理がなされていなかった。 一般家庭から回収した流量計（メーター）について、利用可能なものを転用した場合は、会計上適正な転用処理を施すべきである。</p>	水道局 総務課	<p>末端排泥管理用に試験的に設置したもので、一時的な使用のため、適正な手続きを経ず安易に転用していたものです。 現在、当該メーターは撤去しておりますが、今後は、転用した場合は報告を徹底し、回収したメーターを再利用する場合は、再評価してたな卸資産に計上した後、庫出処理を行う等、適正な会計処理に努めて参ります。</p>

No.	年度	頁	指摘項目	担当課	措置通知内容
132	26	79	<p>5 財産管理・物品管理は適切に行われているか (小川浄水場残留塩素計の固定資産台帳の変更未処理について)</p> <p>固定資産について、会計上(固定資産台帳上)の所在場所と異なる場所で管理している状態となっている。 いわき市水道事業会計規程に則って所轄部門や各課の管理を明確にするよう実態にあった適正な会計処理及び固定資産台帳の記載を行うべきである。</p>	水道局 総務課	<p>当該残留塩素計は、転用を予定して北部浄水場管理室にて引き上げ保管しておりましたが、当初の使用目的に合致せず使用を見合わせたため固定資産台帳の所在場所の変更をしておりませんでした。 他施設での転用を検討中ですが、転用先の決定までは本来の所在場所である小川浄水場にて管理するとともに、転用をした場合は報告を徹底し、適正な会計処理に努めて参ります。</p>
133	26	80	<p>5 財産管理・物品管理は適切に行われているか (薬王寺ポンプ場仮設貯水槽について)</p> <p>固定資産台帳から除外した仮設貯水槽を廃棄しておらず、転用していた。固定資産台帳と現物が相違していると共に、所管換手続を定めたいわき市水道事業会計規程に抵触している。 固定資産台帳に登載するとともに、適正な所管換手続を実施すべきである。</p>	水道局 総務課	<p>本ポンプ場は工事実施予定の施設で、工事竣工までの期間の一時的な利用のために適正な手続を経ず、安易に転用・仮設していたものです。 当該貯水槽については、工事竣工に伴い撤去しておりますが、今後は、移設・転用をした場合は報告を徹底し、適正な会計処理に努めて参ります。</p>

① 実査（平成29年1月10日、24日）

原課への聞き取り調査を行うとともに、現地視察を行い、現存の固定資産について固定資産台帳と一致しているか試査した。

ア 指摘のあった固定資産台帳上の資産名称については、資産の実態どおりに修正されていることを確認した。

イ 平成28年度については、転用処理を必要とする固定資産がなかったことを口頭にて確認した。

ウ 現地視察で試査した結果は以下のとおりである。なお、包括外部監査時では休止施設の固定資産を調査していたことから、今回も同様に休止施設の固定資産を調査した。

- a 久之浜浄水場
 - i 稼働施設
 - ・テレメーター送受信盤 1台（電気設備）
 - ・ポンプ 3台（ポンプ設備）
 - ・電磁流量計 2台（その他機械装置）
 - ii 休止施設
 - ・薬品タンク 2基（塩素滅菌設備）
 - ・管理事務所 28.16㎡（施設用建物）
 - ・緩速濾過池 3池（原水及び浄水設備）

※ 久之浜浄水場については、流量計測機能のみが稼働している。

- b 栗木作浄水場
 - i 稼働施設
 - ・配水池 1,000.00㎡（配水設備）
 - ・記念碑 1個（工具器具及備品）
 - ii 休止施設
 - ・事務所 1棟（事務所用建物）
 - ・滅菌室 8.00㎡（施設用建物）
 - ・急速濾過池 229.57㎡（原水及び浄水設備）
 - ・急速濾過池 1.00池（原水及び浄水設備）

※ 栗木作浄水場については、配水池機能のみが稼働している。

※ いずれの資産についても固定資産台帳と一致していることを確認した。

② 調査票2の回答（平成28年11月4日提出）について

- ア 講じた措置の情報共有について
措置を講じてからただちに、紙文書の供覧により、課内全員へ周知されている。
- イ 指摘事項との類似事務について
原課において類似した事務がないことを確認している。
- ウ 講じた措置の効果と影響について
措置を講じたことによる効果及び影響については検証していない。
- エ 講じた再発防止策等について
再発防止策等については講じられていない。

(4) いわき市奨学資金返還金について（債権管理事務 指摘5件）

（平成27年1月26日措置通知）

No.	年度	頁	指摘項目	担当課	措置通知内容
17	22	143	<p>① 教育費貸付金元利収入 i) 滞納処理事務を定める要領を定めるべきこと</p> <p>債務者個々人の状況が異なることは当然であるが、債務者に対する市の姿勢や対応については統一的に示される必要があり、徴収担当職員の負担を軽減するためにも、市として、強制執行等に取り組むケース、徴収猶予を行うケースあるいは徴収停止を行うケース並びに保証人に代位弁償を請求するケースなどを具体的に定めていく必要がある。</p>	学校教育課	平成26年度において、奨学資金返還金徴収事務要領を策定しました。
83	24	23	<p>2 奨学資金の貸与について (4) 債権管理体制の整備</p> <p>市の債権管理体制については、平成22年度の包括外部監査でも指摘されているところであるが、平成22年度の報告書の中で抽出された債権は一部回収している案件もあるが、ほとんど回収が進んでいない状態である。</p>	学校教育課	平成26年度において、奨学資金返還金徴収事務要領を定めたところであり、今後は、本要領に基づき、適切かつ効率的な回収事務に努めます。
109	25	77	<p>5 奨学資金貸付金について (1) 回収努力が継続されていないもの</p> <p>震災があったことを考慮しても、時効は進行しており、また債務者の現況も変化していくことから随時、適正に回収努力を継続していく必要がある。</p>	学校教育課	今年度、奨学資金返還金徴収事務要領を策定したところです。今後は、本要領に基づき、債務不履行となっている現年分・過年分の返還金について、奨学生本人及び連帯保証人に対し計画的に請求を行い、効率的な回収事務に努めてまいります。

No.	年度	頁	指摘項目	担当課	措置通知内容
110	25	77	5 奨学資金貸付金について (2) 連帯保証人への請求を確立すべきもの 債務者からの直接回収に支障を来している状況下では、連帯保証人に対する代位弁済の請求も、債権回収のために積極的に行っていく必要がある。	学校教育課	今年度策定しました奨学資金返還金徴収事務要領に基づき、まずは、連帯保証人に対し奨学生本人への納付指導依頼を行い、その経過を見て連帯保証人への請求を行うこととします。
111	25	78	5 奨学資金貸付金について (3) 相続人に対する請求を行うべきもの 債権回収において、法的に可能な相続人に対する請求を自ら放棄することなく、市の債権保全に取り組んでいく必要がある。	学校教育課	今年度策定しました奨学資金返還金徴収事務要領に基づき、債権保全に取り組んでまいります。

① 実査（平成29年1月12日）

「いわき市奨学資金返還金徴収事務要領」の内容を確認するとともに、平成22年度及び平成25年度の報告書の中で抽出された債権等を調査した。

要領において、納付催告の時期、順序及び方法等については、次のとおり定めている。

（納付催告の時期）

第4 納付催告の時期は、次の各号の時期とする。

- (1) 未納分については、当初の納期限後、1箇月経過してなお未納であることを確認した以降。
- (2) 滞納分については、出納閉鎖後の6月。この催促に応じない場合は、10月。さらに応じない場合は、1月。

（納付催告の順序）

第5 納付催告の順序は、次の各号のとおり行う。

- (1) 最初の催告は、奨学生本人に対し行う。
- (2) 前号の催告に応じない場合は、連帯保証人に納付指導を依頼する。
- (3) 連帯保証人への納付指導依頼後も、催告に応じない場合は、連帯保証人に対し催告する。
- (4) 滞納分は、奨学生本人及びその連帯保証人に対し行う。
- (5) 前期以降、催告に応じるまで、奨学生本人及び連帯保証人に対し、継続して催告を行う。

(納付催告の方法)

第6 納付催告の方法は、次の各号の方法により行う。

- (1) 未納分については、電話又は文書により催告する。
- (2) 滞納分については、文書により催告する。
- (3) 未納・滞納状態が解消されない場合、状況に応じて個別訪問を実施する。

(納付催告の記録)

第7 一連の催告事務は、奨学生の決定番号・氏名・住所・奨学資金貸与期間・貸与額のほか、連帯保証人の氏名・住所、未納・滞納状況、催告とその応答の有無等を記録しておくものとする。

(分割返還)

第8 経済的事由等により、返還期間内に返還することが困難と認められる場合には、分割返還の相談を受けることができるものとする。

ア 要領を確認したところ、納付催告を行うための概ねの手順として、納付催告の時期、順序、方法、記録及び分割返還について定められていた。

しかし、包括外部監査人の指摘の趣旨である徴収担当職員の負担を軽減するための債務者に対する市の姿勢や対応（強制執行等に取り組むケース、徴収猶予を行うケース等）については、要領に具体的に定められていなかった。

イ 要領に基づいた事務が行われているかを確認した。

平成26年度の新規未納分については、平成27年2月10日付で奨学生本人に対し催告状を送付していた。さらに、平成27年5月12日付で奨学生本人に対しては催告状を、連帯保証人に対しては納付指導依頼書を、それぞれ送付していることを確認した。しかし、平成27年5月以降、納付の催告を行っておらず、その理由を原課に確認したところ、以下の回答を得た。

平成27年5月12日付で、納付催告等を行った際に、「連帯保証人ではない」旨の問い合わせがあり、書類を確認したところ、連帯保証人の登録変更がもれていたことが判明したことから、予定されていた過年度未納分についての納付催告は、あらためて、個人台帳を整理してからということになり、平成29年1月末日現在まで、個人台帳を整理しているところであります。台帳の内容や返還状況の確認が完了した分について、2月中を目途として、納付催告等を再開してまいりたいと考えております。

また、貸付者の選考、奨学資金の貸付け及び返還等の一括した管理を行っている奨学資金管理システムについては、今後納付催告書等帳票の作成や各種情報の検索・確認が機能化される新システムを機器の更新に合わせて導入するところであることを、口頭にて確認した。

なお、新システムの運用開始は平成29年3月下旬を見込んでいるとのことである。

ウ 平成22年度・平成25年度の包括外部監査時に指摘された滞納者への債権回収状況で対象とされた案件に対する、その後の取組みを調査した。

対象とされた案件については、平成25年度の包括外部監査時以降の取組みの経過が確認できなかった。古い債権もあることから、原課に確認したところ、以下の回答を得た。

個人台帳の整理に時間を要しているため、催告等を行うに至っておりませんでした。

いわき市債権管理基本方針に基づき、財政部債権管理室の助言を受けながら、特に古い債権に対しては、適切な処理を行っていく必要があると考えております。

② 調査票2の回答（平成28年11月4日提出）について

ア 講じた措置の情報共有について

措置を講じてからただちに、紙文書の供覧により、課内全員へ周知されている。

イ 指摘事項との類似事務について

原課において奨学資金貸付金以外の類似した事務がないことを確認している。

ウ 講じた措置の効果と影響について

原課において、措置を講じたことによる効果及び影響について検証している。検証の内容については、以下のとおりである。

奨学資金の債権管理にあたり、当該事務に係る様々なケースを整理し、債務者への姿勢や対応について全庁的に統一した取扱いを目指し、私債権を管理している関係各課と十分協議しながら、適正かつ効率的な事務を執行していくことの必要性を強く認識するに至りました。

今般、財政部債権管理室より、いわき市債権管理基本方針（平成28年12月策定）が示され、債権を所管する課の役割等が明確化されたことから、来年度以降、債権管理に係る新たな取組みによる効果をさらに検証していきたいと考えております。

いわき市債権管理基本方針に示された内容に基づき、財政部債権管理室との連携を十分図りながら、返還金の徴収体制の整備に向けた取組みを進めていきたいと考えております。

平成26年10月に「いわき市奨学資金返還金徴収事務要領」を制定した後、要領に基づき、平成27年5月に滞納中の奨学生に対して「納付催告状」を、連帯保証人に対して「納付指導依頼書」をそれぞれ送付しました。

その結果、滞納額の一部又は全部の納付がなされ、過年度分の徴収率が、平成26年度4.69%から平成27年度12.97%へ向上し、一定の効果が見られたところです。

それぞれの過年度分の収入状況について確認した結果は、次のとおり。

平成26年度滞納額

合計 15,582,600円

- ・ 11,182,100円 過年度分（平成26年4月1日 調定）
- ・ 4,400,500円 前年度分（平成26年6月1日 調定）

平成26年度収入額

合計 731,600円（月ごとの収入内訳は下記のとおり）

（単位：円）

4月	5月	6月	7月	8月	9月
21,000	9,000	16,000	131,000	16,600	1,000
10月	11月	12月	1月	2月	3月
74,000	1,000	10,000	134,000	151,000	167,000

平成26年度徴収率

$731,600円 / 15,582,600円 \times 100 = 4.69\%$

平成27年度滞納額

合計 17,450,000円

- ・ 14,851,000円 過年度分（平成27年4月1日 調定）
- ・ 2,599,000円 前年度分（平成27年6月1日 調定）

平成27年度収入額

合計 2,264,000円（月ごとの収入内訳は下記のとおり）

（単位：円）

4月	5月	6月	7月	8月	9月
11,000	837,000	218,000	126,000	71,000	355,000
10月	11月	12月	1月	2月	3月
143,000	26,000	123,000	57,000	115,000	182,000

平成27年度徴収率

2,264,000円／17,450,000円×100＝12.97%

エ 講じた再発防止策等について

今後の継続的な取組みとして講じた再発防止策等については、以下のとおり回答を得た。

奨学金の返還金は貸付の原資となるものであり、返還している他の奨学生との公平性も踏まえ、徴収事務は適切に実施すべきものと認識していることから、いわき市債権管理基本方針（平成28年12月策定）に基づき、債権管理室との連携を十分図りながら、返還金の徴収体制の整備に向けた取組みを進めていきたいと考えております。

オ 講じた再発防止策等の有効性について

再発防止策の有効性について検証した内容については、以下のとおり回答を得た。

返還金の徴収体制の整備を進めていくことによる徴収率の向上が期待できることから、次年度以降の新たな取組みの中で、さらに検証していきたいと考えております。

「いわき市奨学資金返還金徴収事務要領」の制定により、人事異動等に左右されない、同要領に基づいた滞納処理への統一的な対応が図られるようになったと考えております。

(5) 個別検討事項の結果

指摘された事案については、おおむね適正に措置されていたが、一部に留意すべき事項が認められた。

○ (2)道路応急対策業務委託及び(3)財産管理・物品管理については、措置後の検証がなされていなかったが、類似事務におけるミスの再発を防止するためにも、措置した内容についての効果と影響を検証したうえで、必要と認められた場合は再発防止策を講じるなど適切な対応を図られたい。

○ (4)いわき市奨学資金返還金については、返還事務の要領を策定したところであるが、その内容は、監査人が改善すべきと求める債務者に対する市の姿勢や対応（滞納処分等）が具体的に記載されていなかった。また、債務者の台帳内容に不備があったことを理由に要領に沿った催告を履行していないことが認められ、返還金が納付されるまで継続した請求を行うための手順として策定した要領自体が、意義のないものとなっていると言わざるを得ない結果となった。

このことから、要領に滞納処分等の具体的な手続きを規定するとともに、要領を策定した趣旨を再認識し、適切な返還手続きを履行することに努められたい。

3 包括外部監査に関する事務の所管部局における対応について

包括外部監査に関する事務の所管部局である総務部職員課においては、指摘事項等に対する措置状況をどのように把握しているのか、また、未措置のままになっている指摘事項等について、どのような働きかけをしているのか、自由記載で回答を求めた。

○ 措置状況の把握について

地方自治法第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた場合においては、その旨を監査委員に通知することとされていることから、前年度の監査結果に係る措置等の状況について、毎年度、対象部局に照会し、当課で取りまとめのうえ、監査委員に通知している。

また、過年度における未措置事項についても、同照会により、措置を講じた場合には報告を受けることとしている。

○ 未措置案件の進捗確認の時期

毎年度、10月に照会している。

○ 未措置案件への働きかけについて

上記の照会による働きかけのほか、今年度においては、措置を講じたものだけでなく、すべての未措置案件について状況を報告するよう求めたところである。(平成28年5月実施)

以上のように、総務部職員課においては、これまでも、年に一度、対象部局に対して措置状況を把握するための照会を行ってきたところであるが、今般、措置状況の確認を行うにあたり、未措置の案件について状況を報告するよう求めたところ、90件の照会に対して47件が措置済として通知されたものである。(平成28年10月11日措置通知)

措置を講じたものについての報告を待つだけでなく、措置に至っていない指摘等の検討状況についても報告させることで、措置に向けた進行管理が進んだといえる。

今後も、包括外部監査の実効性向上のため、指摘事項等についての対応状況を的確に把握していくことが望まれる。

第4 総括的結論

平成22年度から平成26年度までの包括外部監査結果に係るその後の対応について、監査を実施した結果、次のような内容が認められた。

1 未措置事案について

包括外部監査の事務を所管する総務部においては、毎年度、監査結果に係る措置等の状況を把握するため、対象部局に対し過年度分も含めて照会を行い、それらを取りまとめのうえ、監査委員に通知してきたところである。

しかし、今般の行政監査において、これまでに講じられた措置事案（以下「措置済事案」という。）及び未措置となっている事案（以下「未措置事案」という。）について状況を調査したところ、未措置事案90件のうち、47件については既に措置が講じられていたことが判明した。これらについては、「第2 包括外部監査の概要」で述べたとおり、包括外部監査の結果に対し措置を講じるまでの具体的な期限が明確に定められておらず、また、未措置事案の進捗状況の確認を定期的実施してこなかったことに起因しているものと考えられることから、指摘事項の実態を定期的に把握し、改善を促すためのフォローアップの仕組みを構築すべきである。なお、今回の行政監査が行われなければ、今後も未措置事案として放置されたままになっていたとも考えられる。

また、未措置事案43件のうち、対応を検討中である事案も含めて、未着手の事案が34件であることも判明した。指摘等の内容によっては、措置に時間を要する事案や、中長期的な対応を要する事案もあると思われるが、担当課等においては、できる限り早期に措置を講じるよう努めるべきであり、総務部においても措置に向けた取組み状況を適宜把握しておくことが必要である。

さらに、未着手の事案34件には、既に事業が終了しているために、さかのぼって措置ができない事案や、包括外部監査人（以下「監査人」という。）の意見等を踏まえて検討した結果、現行の事務処理を継続していくと判断された事案も含まれている。これらの事案については、指摘等に対して検討した結果も明らかにされないことから、措置が困難とする分類を新たに設けるなど、未措置事案に対する取扱いを整理する必要があると判断する。

2 措置の内容について

前述の措置が講じられていたことが判明した47件を含む措置済事案について、措置通知の内容を改めて調査したところ、一部において「検討する」等、措置内容に具体性が乏しい例が見受けられた。また、内容は具体的だが「図る」等の表現であるため、具体的な改善状況が判断できない例も認められた。

なお、今回の行政監査にあたり、「図る」等とされていたものについては、調査票等により、措置されたことを確認している。

さらに、「今後は適切に対応していく」等の表現により措置通知が提出されている事

案についても、前述の未措置事案である「さかのぼって措置ができない事案」に含まれると判断されるものが見受けられた。

なお、市監査委員が行う定期監査等では、措置を講じる期限や講じた内容を具体的に説明するための取扱いを定めている。

この取扱いでは、「指摘された誤り等がなぜ発生したのかという原因と、それが今後発生しないように具体的にどのような措置を講じたのか」についてを監査委員に提出する措置通知に具体的に記載することとしており、講じられた措置の内容の妥当性を判断するうえでの基準としている。

包括外部監査の結果に対する措置の内容については、これらの基準がないため、同様の指摘であっても、担当課等により対応が異なる原因にもなっていることから、措置内容の妥当性を判断する基準を策定すべきと考える。

さらに、監査人が意図する改善策とは違う方向での措置がなされている例も認められたが、これらについては、監査の実査の段階で監査人と担当課等との情報の確認が十分に行われていないことが原因の一つと思われる。担当課等においては、監査人が求める情報を正確に提供することは当然のことであるが、総務部においては、監査人と担当課等に対して事実の確認を徹底して行うよう指導することに加え、措置内容が指摘された趣旨と齟齬がないかの確認を十分に行うことが必要である。そうすることにより、実効性のある監査結果が導かれ、前述した「監査人の意見等を踏まえて検討した結果、現行の事務処理を継続していくと判断された事案」が減少していくものと考えられる。

3 まとめ「意見・要望とする事項」

包括外部監査は、地方公共団体の組織に属さない外部の専門家が監査を実施することで、公費の適正な執行に係るチェック機能の更なる強化及び地方公共団体における監査機能の専門性・独立性の一層の充実を図ることを目的に、毎年度多額の予算を執行して行っているものである。しかし、監査結果に対する改善に向けた取組みの期限等については統一的な対応が図られておらず、また、直接指摘を受けた担当課等以外においては、同様の問題が起り得るリスクがある場合に十分な改善策が講じられていないなど、監査結果が市全体として十分に活用されていない実態にあることが窺える。

このことから、包括外部監査を所管する総務部にあっては、包括外部監査の実効性を高めるため、措置通知の期限を設定し、また、措置の妥当性を判断する基準や改善内容を市全体が効果的に活用するための方策を策定するとともに、改善した内容をより市民が理解しやすい表現とするなどの取組みも必要であると思料する。

これらの取組みについては、内部統制にも繋がるものであり、現在国会に上程されている地方自治法の一部改正において、「市町村長は、内部統制の方針を定め、これに基づき必要な体制を整備するよう努めなければならない」ことが求められていることから、包括外部監査の実効性を高めるために必要な方策を早期に講じられたい。

